

七ヶ浜町障害者計画・障害福祉計画 (第2期障害者プラン)

【案】

パブリックコメント

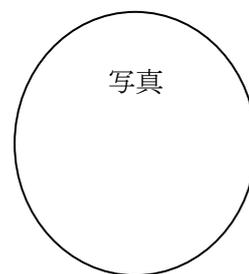
H26. 1. 20からH26. 1. 31まで

ご意見の提出先は下記までお願いします。

七ヶ浜町地域福祉課

＜七ヶ浜町障害者福祉計画（第2期障害者プラン）策定委員会＞

ごあいさつ



平成26年3月

七ヶ浜町長 渡邊 善夫

七ヶ浜町障害者計画・障害福祉計画（第2期障害者プラン）目次

序章

- 1 七ヶ浜町長期総合計画と障害福祉・・・P.5
- 2 七ヶ浜町障害者計画・障害福祉計画（第2期障害者プラン）の策定趣旨・・・P.6
- 3 七ヶ浜町障害者計画・障害福祉計画（第2期障害者プラン）の位置づけと期間・・・P.8

第1章 総論

- 1 七ヶ浜町障害者計画・障害福祉計画（第2期障害者プラン）基本理念と施策体系・・・P.11
 - (1) 基本理念・・・P.11
 - (2) 施策体系・・・P.12
- 2 計画の基本視点・・・P.13
- 3 七ヶ浜町における障害のある人の現状・・・P.14
 - (1) 身体障害のある人・・・P.14
 - (2) 知的障害のある人・・・P.15
 - (3) 精神障害のある人・・・P.16
 - (4) 難病のある人・・・P.18

第2章 障害者計画

- 第1節 地域で共に生活するために・・・P.21
 - 1 障害への相互理解の促進・・・P.21
 - 2 地域関係団体との連携・・・P.23
 - 3 地域における生活の場や活動の場の確保・・・P.23
 - 4 バリアフリーのまちづくりの推進・・・P.28
 - 5 ボランティアの育成と活動支援・・・P.30

- 第2節 自分らしい生活をするために・・・P.31
 - 1 教育体制の充実・・・P.31
 - 2 雇用と就労の促進・・・P.32
 - 3 スポーツ・レクリエーションや芸術文化活動の振興・・・P.34
 - 4 社会的自立の支援・・・P.37

第3節	安心して生活を送るために	P.38
1	生活安定のための支援	P.38
2	相談支援体制の拡充	P.40
3	保健・医療サービスの充実	P.41
4	福祉サービスの充実	P.43
5	サービスの担い手の確保	P.47
6	権利擁護のための施策の充実	P.48
7	防犯・防災対策の充実	P.48

第3章 障害福祉計画

第1節	障害福祉計画の理念	P.52
第2節	障害福祉サービス	P.56
第3節	地域生活支援事業	P.66

第4章 計画推進のために

計画推進のために	P.74
----------	------

序 章

1 セケ浜町長期総合計画と障害福祉

現在の「セケ浜町長期総合計画」は、基本構想に基づき、平成 23 年度（2011 年）を初年度とし、平成 32 年度（2020 年）までの 10 年間の計画です。

この総合計画は、21 世紀を歩み出すセケ浜町のあるべき姿に向けて、町民一人ひとりの知恵を結集し、住みよい地域社会をつくっていくために、その基本的な考え方、目標を示しています。

一方、地域社会においては、地方分権への流れとともに、少子高齢社会の進展や核家族化の進行、町民ニーズも多様化し、町民自らの知恵と力で、新しい地域づくりを目指していくことが望まれています。

障害者福祉の観点から総合計画に着目すると、まちづくりの主要課題として「保健・医療・福祉サービスの向上」が掲げられ、だれもが健康で豊かな暮らしを保つため、保健・医療体制の充実と、ボランティアや NPO の育成、活動を支援していくことが重要であると述べられています。

また、前期総合計画のキャッチフレーズ「うみ・ひと・まち・セケ浜」のコンセプトを踏襲し、「自然との調和により、人間らしく生き、快適で住みやすいまち」を基本理念として、また生涯にわたってだれでも心身ともに健康な生活を送り、いきいきと安心して暮らせる地域社会をつくることが求められています。

今後は、住民一人ひとりが健康や福祉について考え、地域で支援し、共に支え合いながら、住みなれた地域で安心して暮らせるようなまちづくりを進めていく必要があります。

2 セツ浜町障害者計画・障害福祉計画（障害者プラン）の策定趣旨

国の障害者プランは、平成 5 年の障害者基本法に基づく基本計画として位置づけられ、平成 14 年に新しい障害者基本計画に基づき、「重点施策実施 5 ヶ年計画」（新障害者プラン）が策定され、ノーマライゼーションとリハビリテーションのもと障害者施策の総合的かつ効果的な推進に努めてきました。

その後、平成 25 年には「第 3 次障害者基本計画」が策定され、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を基本理念として定められています。また、その間、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」等が整備されております。

宮城県では、障害のある人が「地域で自分らしい生活を安心して送れる社会」を目指しながら、社会情勢の変化に対応するため、平成 14 年に「みやぎの福祉・夢プラン」を見直しました。平成 16 年には地域生活支援施策の充実を方向とする「みやぎ知的障害者施設解体宣言」を発し、平成 17 年に「みやぎ障害者プラン」（平成 17 年度～平成 22 年度）についても見直しが行われ、平成 23 年から平成 29 年を計画期間とする新たな「みやぎ障害者プラン」を策定し、だれもが生きがいを実感しながら共に充実した生活を送ることができる地域社会づくりを目指して、障害福祉施策を推進してきました。

平成 18 年に「障害者自立支援法」が施行され、この法律では支援費制度の「自己決定と自己選択」及び「利用者本位」の理念を継承しつつ、障害者保健福祉施策の抜本的な見直しを行い、身体、知的、精神の三障害の施策の一元化、障害種別ごとの施設・事業体系から利用者本位のサービス体系への再編、就労支援の抜本的強化、支給決定の透明化・明確化とケアマネジメントの導入、サービスの利用者を含め、利用量と所得に着目した費用負担の導入などが盛り込まれています。

また、平成 25 年からは、制度の谷間ができないよう障害者の範囲に難病を加えた「障害者総合支援法」が施行されております。

セツ浜町においては、平成 19 年 3 月に「セツ浜町障害者福祉計画（障害者プラン）」（平成 18 年度～平成 23 年度）を策定し、障害者福祉施策を推進してきましたが、その間、「障害者総合支援法」の施行など、障害者福祉を取りまく状況も大きく変わってきました。

今回の計画は、障害者福祉を取りまく状況の変化を見据えながら、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災からの復興を推進し、障害の有無にかかわらず地域で自分らしく、安心して暮らせるまちの実現に向け、「セツ浜町障害者福祉計画（第 2 期障害者プラン）」を新たに策定します。

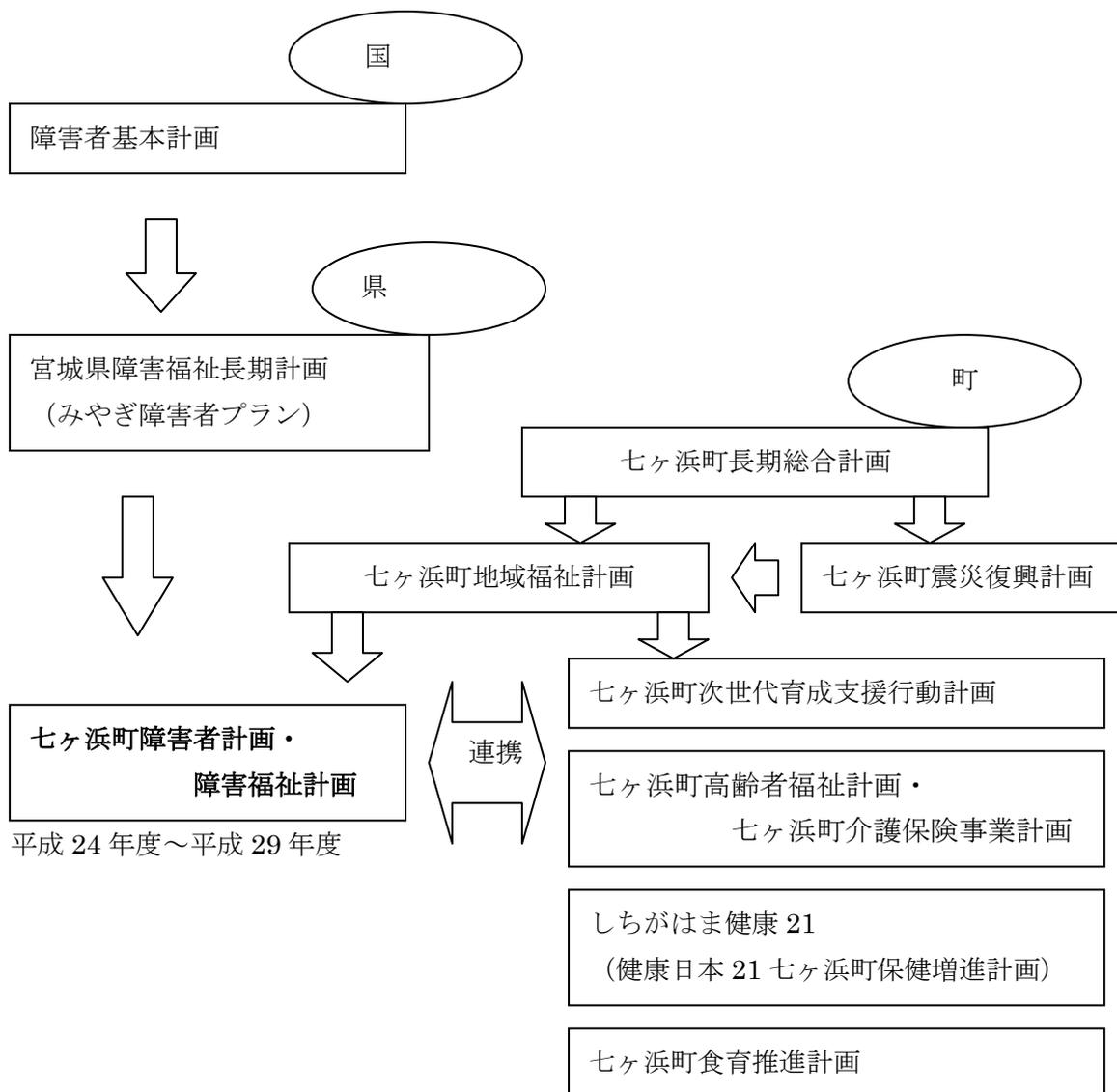
3 七ヶ浜町障害者計画・障害福祉計画（第2期障害者プラン）の位置づけと期間

(1) 計画位置づけ

この障害者福祉計画は、障害者基本法第9条第3項に基づく「障害者計画」と障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」に位置付け、一体化して策定します。

本プランは障害者基本法に基づく本町における障害者のための施策に関する基本的な計画であるとともに、町政運営の基本的な指針である「七ヶ浜町長期総合計画」並びに福祉施策の横断的・総合的指針である「七ヶ浜町地域福祉計画」により、障害福祉施策を総合的に推進するための計画です。

また、福祉関連の個別計画である「七ヶ浜町高齢者福祉計画・七ヶ浜町介護保険事業計画」、「七ヶ浜町次世代育成支援行動計画」、「七ヶ浜健康 21（健康日本 21 七ヶ浜町保健増進計画）」、「七ヶ浜町食育推進計画」と連携し、障害があっても地域で自分らしい生活を安心して送られる七ヶ浜町を目指します。



(2) 計画期間

障害者計画の計画期間は平成 24 年度から平成 29 年度までの 6 年間とし、身体障害、知的障害、精神障害があるため、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける人を対象とします。また、発達障害者支援法で規定する発達障害者、いわゆる高次脳機能障害や難病により長期にわたり日常生活上の支障がある人も計画の対象とします。

障害福祉計画の計画期間は、障害者総合支援法に基づき、第 3 期計画として平成 24 年度から平成 26 年度まで、第 2 期計画は平成 27 年度から平成 29 年度までそれぞれ 3 年間の計画とします。

また、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災により七ヶ浜町では甚大な被害を受けましたが、平成 23 年 12 月 27 日付で厚生労働省から「東日本大震災により甚大な被害を受けた被災市町村等に対する特例」が通知され、計画策定困難な市町村は弾力的な取り扱いを行うよう示されたため、七ヶ浜町では前期計画を 2 年間延長することにより、計画が途切れることのないよう実施してきました。また、今回の計画策定では既に経過した年度については、実績数値など計上することで対応していきます。

「七ヶ浜町障害者福祉計画（第 2 期障害者プラン）」計画期間

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29
障害者福祉計画	第 2 期障害者計画					
障害福祉計画	第 3 期障害福祉計画			第 4 期障害福祉計画		

第1章 総論

1 セツ浜町障害者計画・障害福祉計画（第2期障害者プラン）基本理念と施策体系

（1）基本理念

障害者総合支援法では、計画的に障害福祉サービスの基盤整備を進めるため、国が定める基本方針のもと、市町村及び都道府県は「地域生活移行」や「就労支援」といった課題ごとの数値目標の設定を含めた「障害福祉計画」を策定することとされました。

また、障害福祉計画の達成に当たっては、地域の NPO 等の民間団体を含め多くの社会資源を最大限に活用することにより、障害福祉サービスの提供体制の確保を図るとともに、障害福祉サービス事業者、雇用、教育、医療といった関連する分野の関係者からなる地域ネットワークの構築・強化を図ることが求められています。

本町の「セツ浜町長期総合計画」（平成23年度～平成32年度）ではセツ浜町の未来へ漕ぎだすための新たな羅針盤となるよう大きな期待を込め、「うみ：自然との調和」、「ひと：人間らしく生きる」、「まち：快適で住みやすい」をキーワードに『自然との調和により、人間らしく生き、快適で住みやすいまち』を基本理念に掲げました。

本計画は「セツ浜町長期総合計画」の理念のもと、「地域で自分らしく、安心して暮らせるまち」を基本理念として、障害のある人の自立と社会参加を基本とする 障害者基本法 の理念を踏まえつつ、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

基本理念

地域で自分らしく、安心して暮らせるまち

基本目標

地域で共に生活するために

自分らしい生活をするために

安心して生活を送るために

① 「地域で共に生活するために」

ノーマライゼーションの理念を踏まえて、障害のある人が社会の構成員として、障害のある人もない人も地域社会で共に暮らせる社会を目指します。

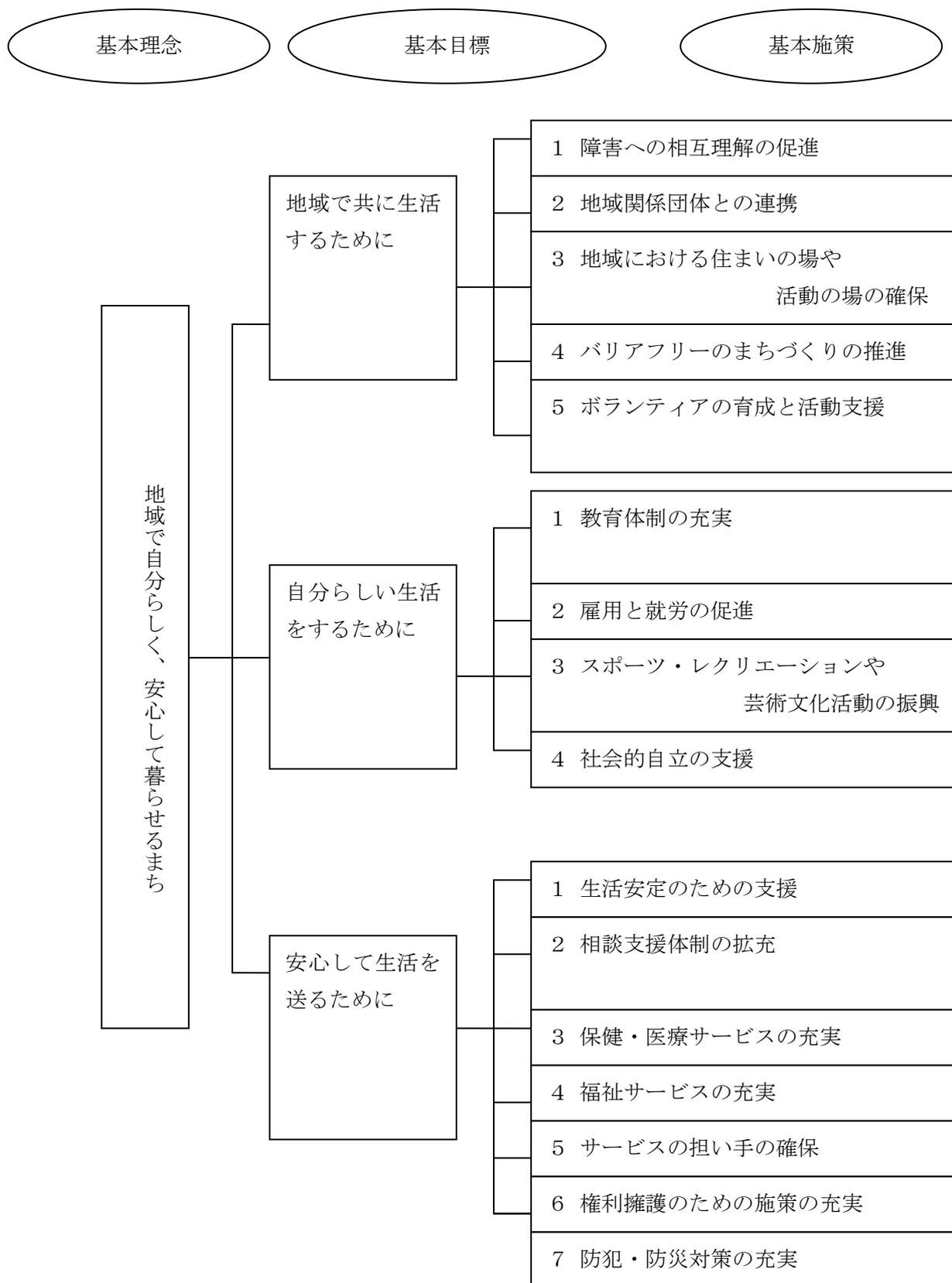
② 「自分らしい生活をするために」

障害のある人が、自らの意志により、自分の生き方を主体的に選択できる自立と社会参加が保障された社会を目指します。

③ 「安心して生活を送るために」

障害のある人が地域で生活するために、障害のある人、その家族、そしてこうした方々を取り巻く人々すべてが、いつでも安心して暮らせる社会を目指します。

(2) 施策体系



2 計画の基本視点

(1) 地域で自立した生活を

障害の状態は人それぞれ異なり必要とするニーズも多様です。高齢化などにより家族が生活の支援を出来なくなったときには、グループホームの提供など福祉サービスもその状態に応じて、適切なケアマネジメントによる支援が必要です。そのためには、地域自立支援協議会と連携を図り生活しやすい地域社会を築いていく必要があります。

(2) 障害の種別を超えた取組みを

三障害（身体、知的、精神障害のある人）に加えて、発達障害のある人、高次脳機能障害のある人、難病のある人がより身近な地域で、年齢や障害の種別にかかわらず、困った人がいつでも支援を受けられるようなきめ細かな切れ目のない多様なサービスが必要です。

(3) 就労支援体制の整備促進を

福祉的就労から一般就労へスムーズに移行できるように、関係機関と連携を図り企業等に対し障害者雇用を働きかけていくとともに、福祉的就労の事業所間のネットワークを生かしながら、障害のある人の就労支援を継続的に取り組んでいきます。

(4) 障害の重い人の施策を優先に

医療的なケアを必要とする人や重症心身障害（児）者、強度行動障害のある人など重い障害により特別な支援が必要な方が地域で生活できるような取り組みより障害の重い人の施策を優先しながら、結果としてみんなが利用できるサービスへの広がりを目指します。

(5) 入所施設及び入院生活から地域生活への移行を

特別の場所で特別の生活から普通で普通の生活を目指して、また、精神障害のある人の長期入院生活を段階的に地域生活へと移行するため、単なる相談だけではないバックアップ機能を持った、地域生活支援システムの構築を目指します。

(6) 障害のあることを理由とした差別や虐待からの救済を

「障害者差別解消法」及び「障害者虐待防止法」により、障害のある人の権利を擁護し、障害のあることで差別したり虐待したり、理解不足からの偏見等が生じないように、救済する機関を設置して、共に生きる社会づくりを推進します。

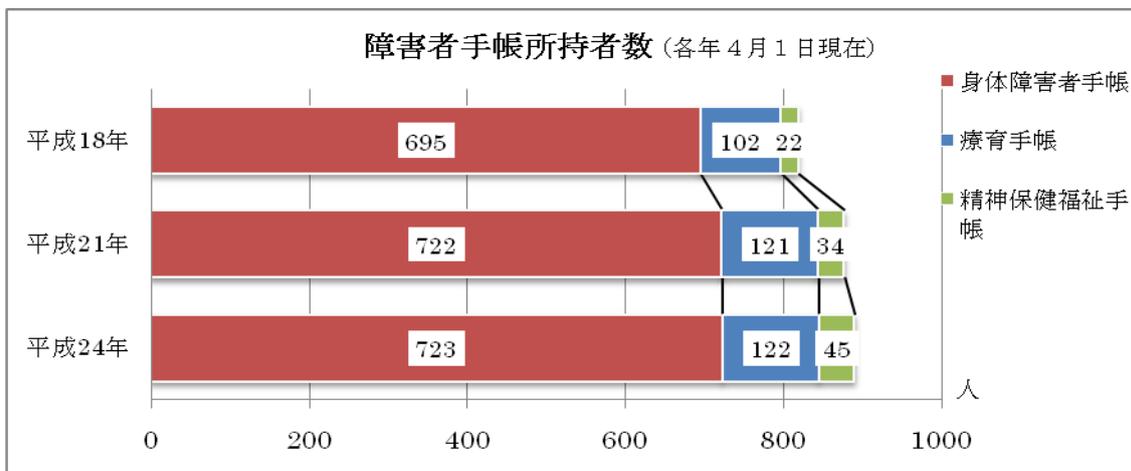
(7) 自助・共助・公助の力を合わせて

町・県・国・住民等の役割分担を明確にし、力を合わせて障害のある人の自己実現に向けて、町民みんなで行っていただく必要があります。

(8) 東日本大震災からの復興

震災を教訓に、安否確認や避難の方法など、災害時における障害のある人の支援体制の充実を図ります。また、震災の影響による精神面の不安解消のためのこころのケア及び相談支援体制の強化を図ります。

3 セツ浜町における障害のある人の現状



(1) 身体障害のある人

平成24年4月1日現在、セツ浜町において身体障害者手帳の交付を受けている人の総数は別掲のとおり男性363人、女性360人、合計723人、人口比で3.5%となっています。

身体障害者手帳の所持者を世代別に見ると、60歳代以降の割合が高く、合計544人で全体の7割以上をしめています。なお、手帳所持者数は年々増加傾向にありましたが、平成21年度からは横ばいです。

等級別で見ると、1級、2級の重度障害者が376人となり、全体の52%で、半数を超えています。これは平成18年度や平成21年度と比較しても同じですが、一方で平成24年度では平成21年度と比べて2級の割合が減少し、3級や4級の割合が増加傾向にあります。

セツ浜町における身体障害者手帳所持者数

(世代別)

(人、%)

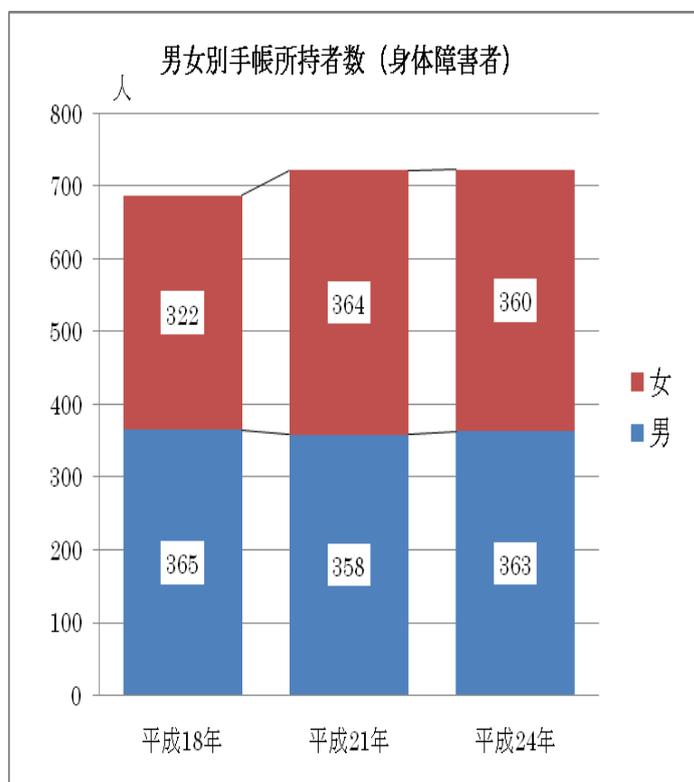
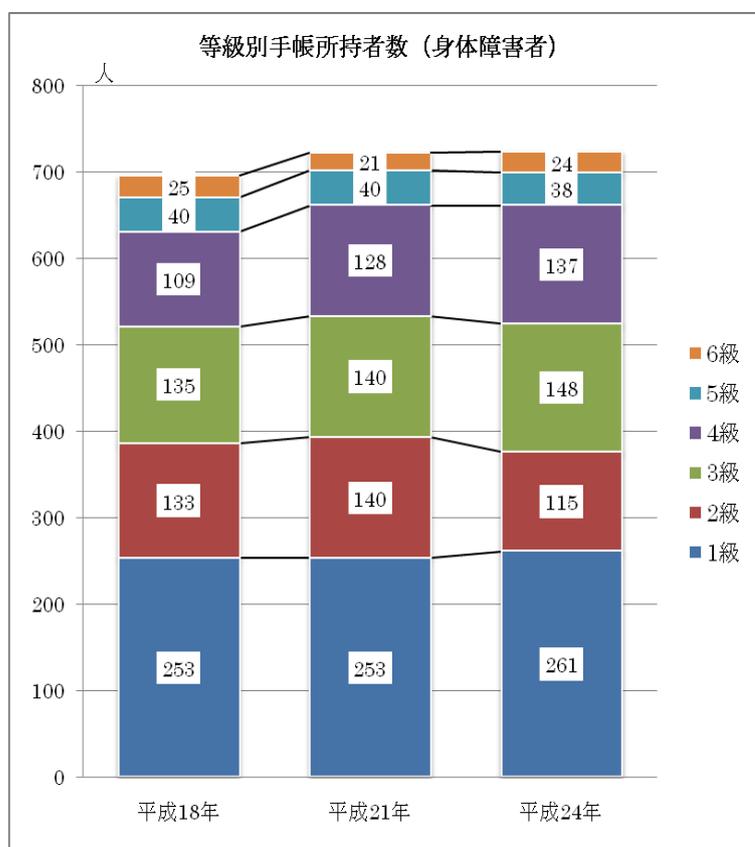
	平成18年3月1日現在				平成21年4月1日現在				平成24年4月1日現在			
	男	女	計	割合	男	女	計	割合	男	女	計	割合
10歳未満	6	1	7	1.0%	4	1	5	0.7%	5	4	9	1.2%
10～18歳未満	8	2	10	1.5%	9	3	12	1.7%	4	3	7	1.0%
18～20歳未満	1	2	3	0.4%	1	0	1	0.1%	6	0	6	0.8%
20歳代	11	8	19	2.8%	7	8	15	2.1%	9	6	15	2.1%
30歳代	8	6	14	2.0%	15	9	24	3.3%	13	4	17	2.4%
40歳代	21	16	37	5.4%	24	16	40	5.5%	20	21	41	5.7%
50歳代	63	41	104	15.1%	47	46	93	12.9%	44	40	84	11.6%
60～64歳	25	28	53	7.7%	33	34	67	9.3%	42	39	81	11.2%
65～69歳	56	42	98	14.3%	42	45	87	12.0%	45	42	87	12.0%
70歳代	102	86	188	27.4%	110	103	213	29.5%	106	95	201	27.8%
80歳以上	64	90	154	22.4%	66	99	165	22.9%	69	106	175	24.2%
合計	365	322	687	100.0%	358	364	722	100.0%	363	360	723	100.0%

(等級別)

(人、%)

	平成18年4月1日現在				平成21年4月1日現在				平成24年4月1日現在			
	男	女	計	割合	男	女	計	割合	男	女	計	割合
1級			253	36.4%	126	127	253	35.0%	141	120	261	36.1%
2級			133	19.1%	65	75	140	19.4%	51	64	115	15.9%
3級			135	19.4%	71	69	140	19.4%	68	80	148	20.5%
4級			109	15.7%	61	67	128	17.7%	69	68	137	18.9%
5級			40	5.8%	22	18	40	5.5%	20	18	38	5.3%
6級			25	3.6%	13	8	21	2.9%	14	10	24	3.3%
合計			695	100.0%	358	364	722	100.0%	363	360	723	100.0%

*平成18年については4月1日現在のため世代別の合計と一致していません。



(2) 知的障害のある人

平成24年4月1日現在、七ヶ浜町において療育手帳の交付を受けている人の総数は別掲のとおり男性69人、女性53人、合計122人、人口比で0.6%となっています。

療育手帳の所持者を世代別に見ると、40歳代と60～64歳の割合が増加していることから、療育手帳所持者の年齢が高くなってきていることがわかります。

等級別で見ると、男女計でA判定が57人で46.7%、B判定が65人で53.3%となっており、どの年度においてもB判定の割合のほうが若干高くなっています。男女比についても同様で、男性の人数が女性よりも1.3%程度高い状態を保っています。

(世代別)

(人、%)

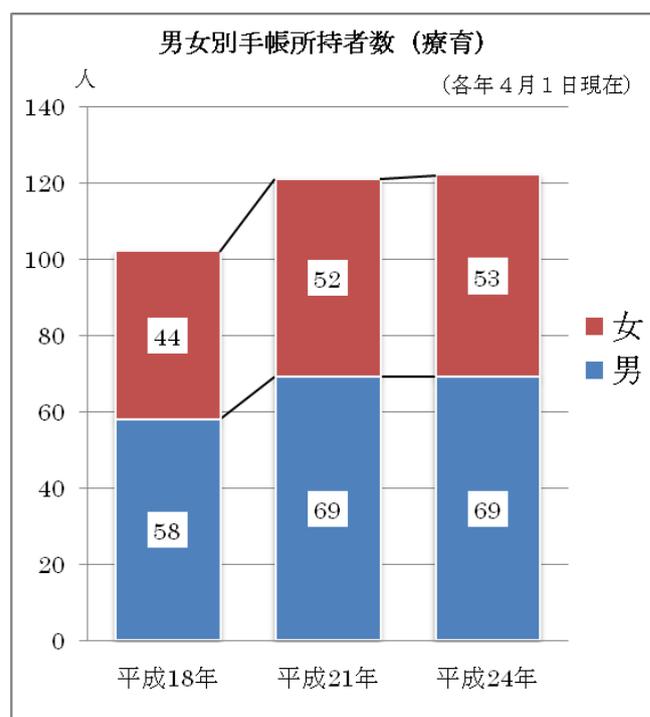
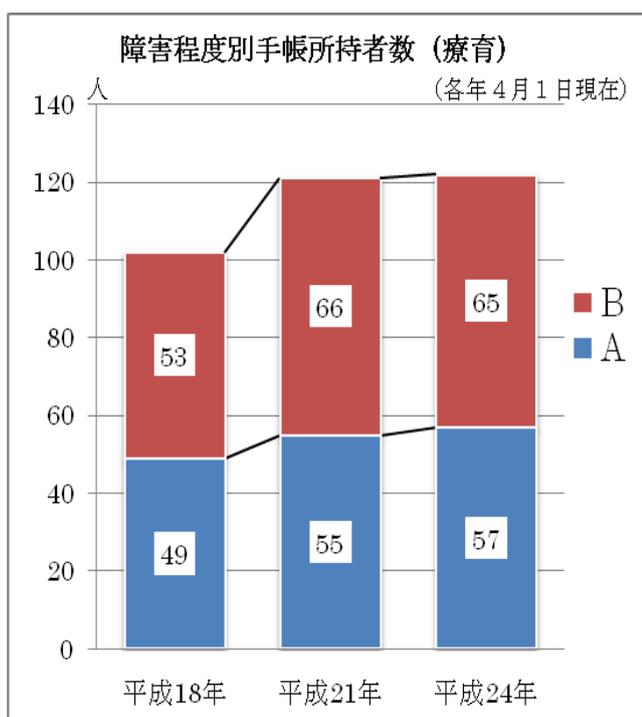
	平成18年3月1日現在				平成21年4月1日現在				平成24年4月1日現在			
	男	女	計	割合	男	女	計	割合	男	女	計	割合
10歳未満	2	2	5	4.9%	3	0	3	2.5%	3	0	3	2.5%
10～18歳未満	6	5	12	11.8%	13	9	22	18.2%	7	7	14	11.5%
18～20歳未満	5	3	6	5.9%	4	2	6	5.0%	6	2	8	6.6%
20歳代	12	10	23	22.5%	13	15	28	23.1%	14	15	29	23.8%
30歳代	15	8	22	21.6%	14	6	20	16.5%	12	7	19	15.6%
40歳代	7	5	13	12.7%	10	7	17	14.0%	13	9	22	18.0%
50歳代	7	7	14	13.7%	8	7	15	12.4%	4	3	7	5.7%
60～64歳	1	2	1	1.0%	3	2	5	4.1%	8	6	14	11.5%
65～69歳	1	1	5	4.9%	0	0	0	0.0%	1	0	1	0.8%
70歳代	1	2	1	1.0%	1	3	4	3.3%	1	3	4	3.3%
80歳以上	0	0	0	0.0%	0	1	1	0.8%	0	1	1	0.8%
合計	57	45	102	100.0%	69	52	121	100.0%	69	53	122	100.0%

(等級別)

(人、%)

	平成18年4月1日現在				平成21年4月1日現在				平成24年4月1日現在			
	男	女	計	割合	男	女	計	割合	男	女	計	割合
A	26	23	49	48.0%	30	25	55	45.5%	31	26	57	46.7%
B	32	21	53	52.0%	39	27	66	54.5%	38	27	65	53.3%
合計	58	44	102	100.0%	69	52	121	100.0%	69	53	122	100.0%

*平成18年については4月1日現在のため世代別の合計と一致していません。



(3) 精神障害のある人

平成24年4月1日現在で把握している七ヶ浜町の自立支援医療（精神通院）受給者数は別掲のとおりで、男性70人、女性71人、合計141人、人口比で0.7%となっています。平成21年度から受給者数は増加しており、男女の比率はほぼ同じです。

また、精神保健福祉手帳所持者の内訳は別掲のとおりで、年々増加傾向にあります。

七ヶ浜町における精神障害者数の状況

精神保健福祉手帳所持者の内訳

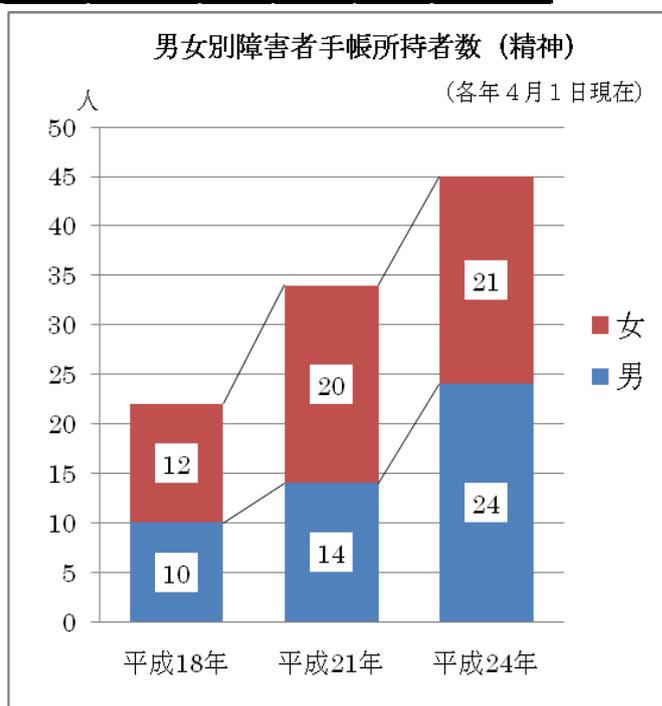
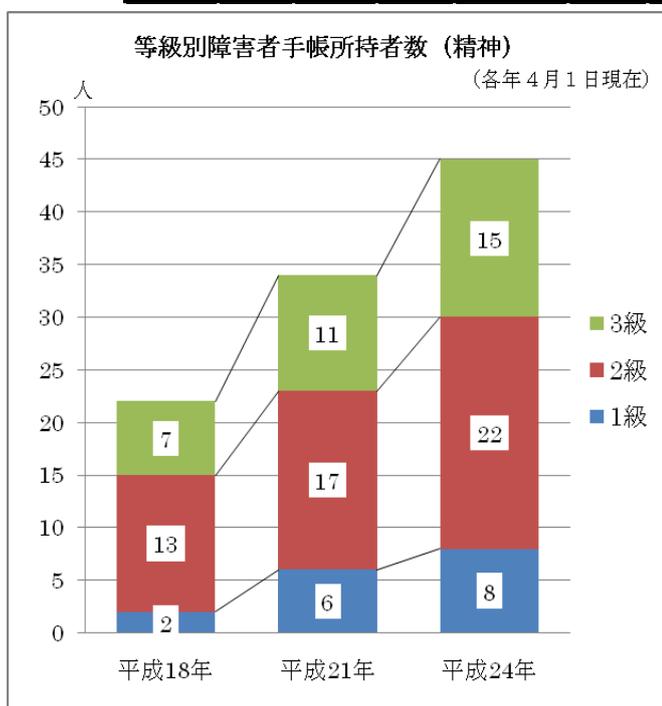
(性別、年代別)

	平成18年4月1日現在			平成21年4月1日現在				平成24年4月1日現在			
	男	女	計	男	女	計	割合	男	女	計	割合
10歳未満				0	0	0	0.0%	0	0	0	0.0%
10歳代				0	0	0	0.0%	1	0	1	2.2%
20歳代				2	0	2	5.9%	4	0	4	8.9%
30歳代				2	6	8	23.5%	6	5	11	24.4%
40歳代				4	6	10	29.4%	7	4	11	24.4%
50歳代	未集計	未集計	未集計	5	4	9	26.5%	2	5	7	15.6%
60歳代				1	2	3	8.8%	4	6	10	22.2%
70歳代				0	1	1	2.9%	0	0	0	0.0%
80歳以上				0	1	1	2.9%	0	1	1	2.2%
合計				14	20	34	100.0%	24	21	45	100.0%

(性別、等級別)

(人、%)

	平成18年4月1日現在				平成21年4月1日現在				平成24年4月1日現在			
	男	女	計	割合	男	女	計	割合	男	女	計	割合
1級	0	2	2	9.1%	1	5	6	17.6%	3	5	8	17.8%
2級	6	7	13	59.1%	8	9	17	50.0%	11	11	22	48.9%
3級	4	3	7	31.8%	5	6	11	32.4%	10	5	15	33.3%
合計	10	12	22	100.0%	14	20	34	100.0%	24	21	45	100.0%

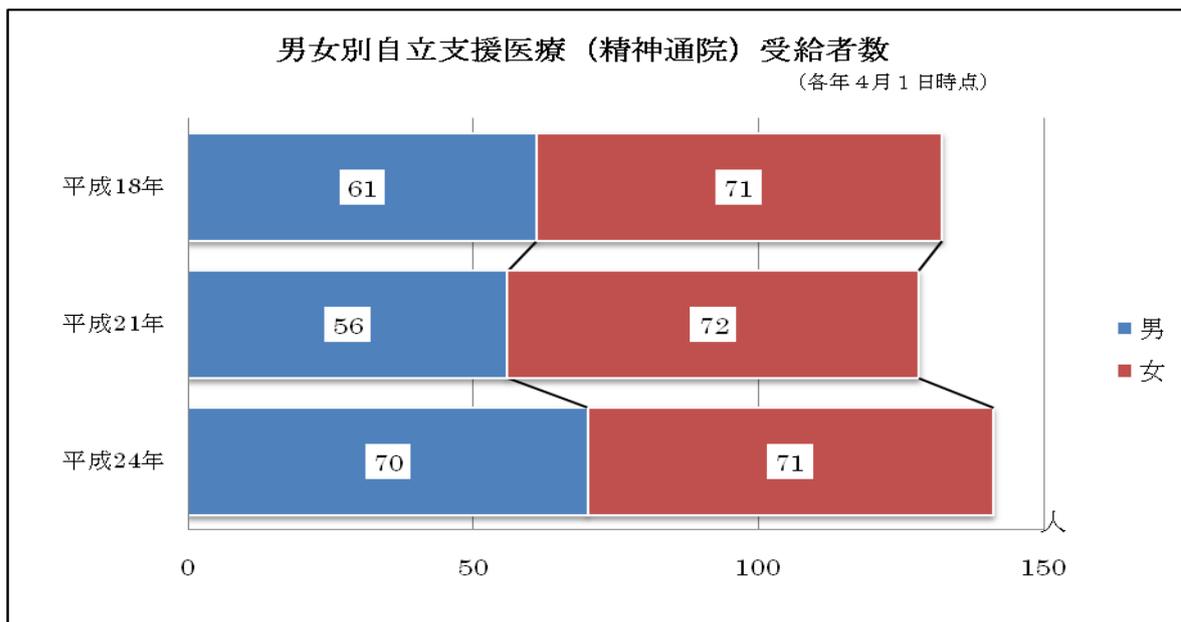


自立支援医療（精神通院）受給者数

（世代別）

（人、％）

	平成18年4月1日現在				平成21年4月1日現在				平成24年4月1日現在			
	男	女	計	割合	男	女	計	割合	男	女	計	割合
10歳未満	3	1	4	3.0%	0	1	1	0.8%	1	0	1	0.7%
10歳代	7	3	10	7.6%	4	3	7	5.5%	6	2	8	5.7%
20歳代	8	11	19	14.4%	11	12	23	18.0%	8	7	15	10.6%
30歳代	12	13	25	18.9%	15	19	34	26.6%	12	17	29	20.6%
40歳代	9	14	23	17.4%	13	13	26	20.3%	22	18	40	28.4%
50歳代	12	9	21	15.9%	8	14	22	17.2%	12	14	26	18.4%
60歳代	8	13	21	15.9%	5	9	14	10.9%	6	10	16	11.3%
70歳代	2	7	9	6.8%	0	1	1	0.8%	3	1	4	2.8%
80歳以上	0	0	0	0.0%	0	0	0	0.0%	0	2	2	1.4%
合計	61	71	132	100.0%	56	72	128	100.0%	70	71	141	100.0%



（4）**難病**のある人

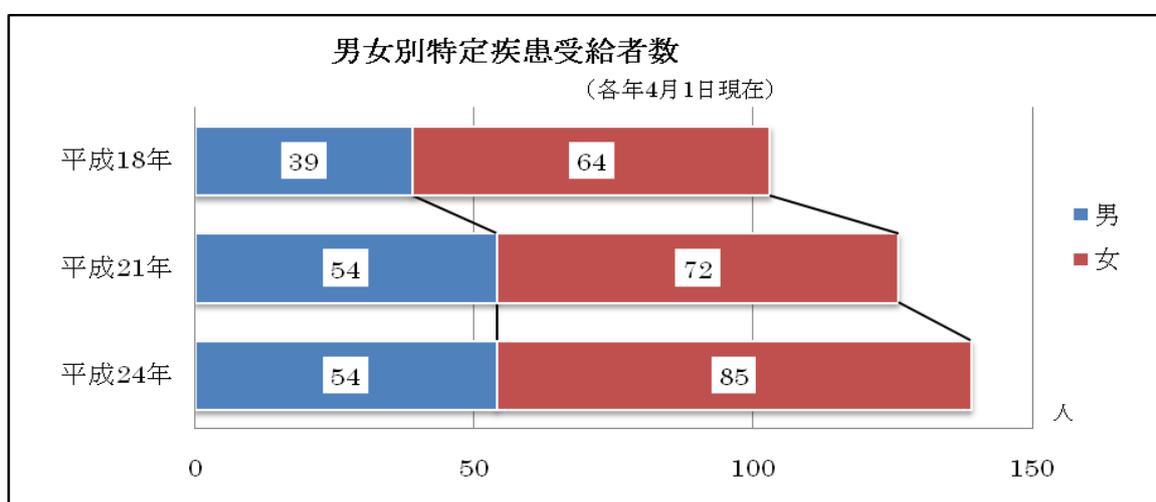
平成24年3月31日現在、七ヶ浜町において特定疾患受給者証の交付を受けている人の総数は別掲のとおり男性54人、女性85人、合計139人となっています。傾向としては、男女別で女性の人数が多くなっています。

また、20歳未満の小児性特定疾患受給者の状況についても別掲のとおりで、男性12人、女性16人、合計28人となっています。

七ヶ浜町における特定疾患受給者の状況

(人、%)

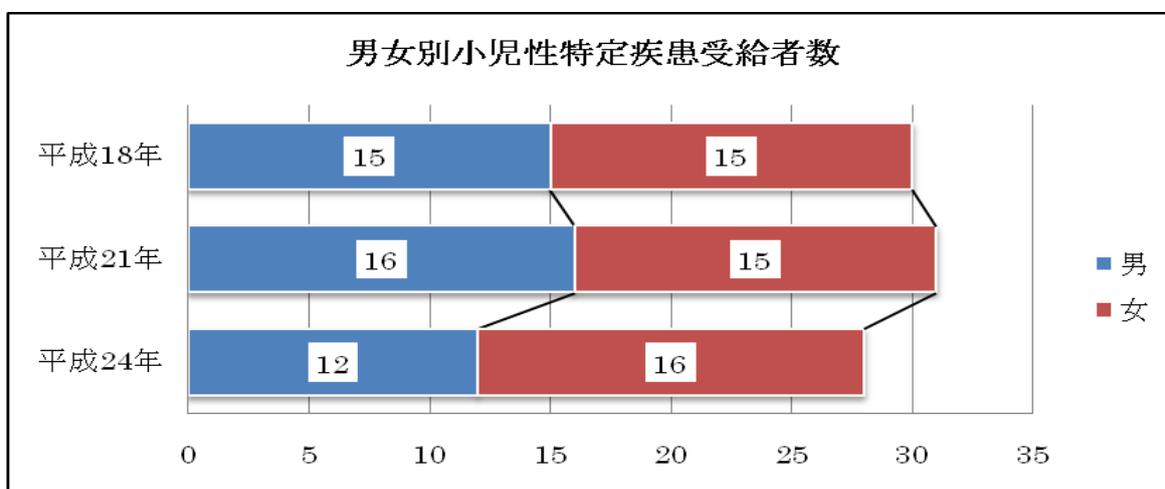
	平成18年4月1日現在				平成21年4月1日現在				平成24年4月1日現在			
	男	女	計	割合	男	女	計	割合	男	女	計	割合
10歳未満	0	0	0	0.0%	0	1	1	0.8%	0	0	0	0.0%
10歳代	2	1	3	2.9%	3	1	4	3.2%	2	0	2	1.4%
20歳代	4	2	6	5.8%	2	1	3	2.4%	4	5	9	6.5%
30歳代	3	8	11	10.7%	6	10	16	12.7%	4	6	10	7.2%
40歳代	3	11	14	13.6%	5	7	12	9.5%	6	13	19	13.7%
50歳代	5	16	21	20.4%	10	17	27	21.4%	9	16	25	18.0%
60歳代	10	15	25	24.3%	11	17	28	22.2%	11	21	32	23.0%
70歳以上	12	11	23	22.3%	17	18	35	27.8%	18	24	42	30.2%
合計	39	64	103	100.0%	54	72	126	100.0%	54	85	139	100.0%



七ヶ浜町における小児性特定疾患受給者の状況

(人、%)

	平成18年4月1日現在				平成21年4月1日現在				平成24年4月1日現在			
	男	女	計	割合	男	女	計	割合	男	女	計	割合
20歳未満	15	15	30	100.0%	16	15	31	100.0%	12	16	28	100.0%



第 2 章 障害者計画

第1節 地域で共に生活するために

1 障害への相互理解の促進

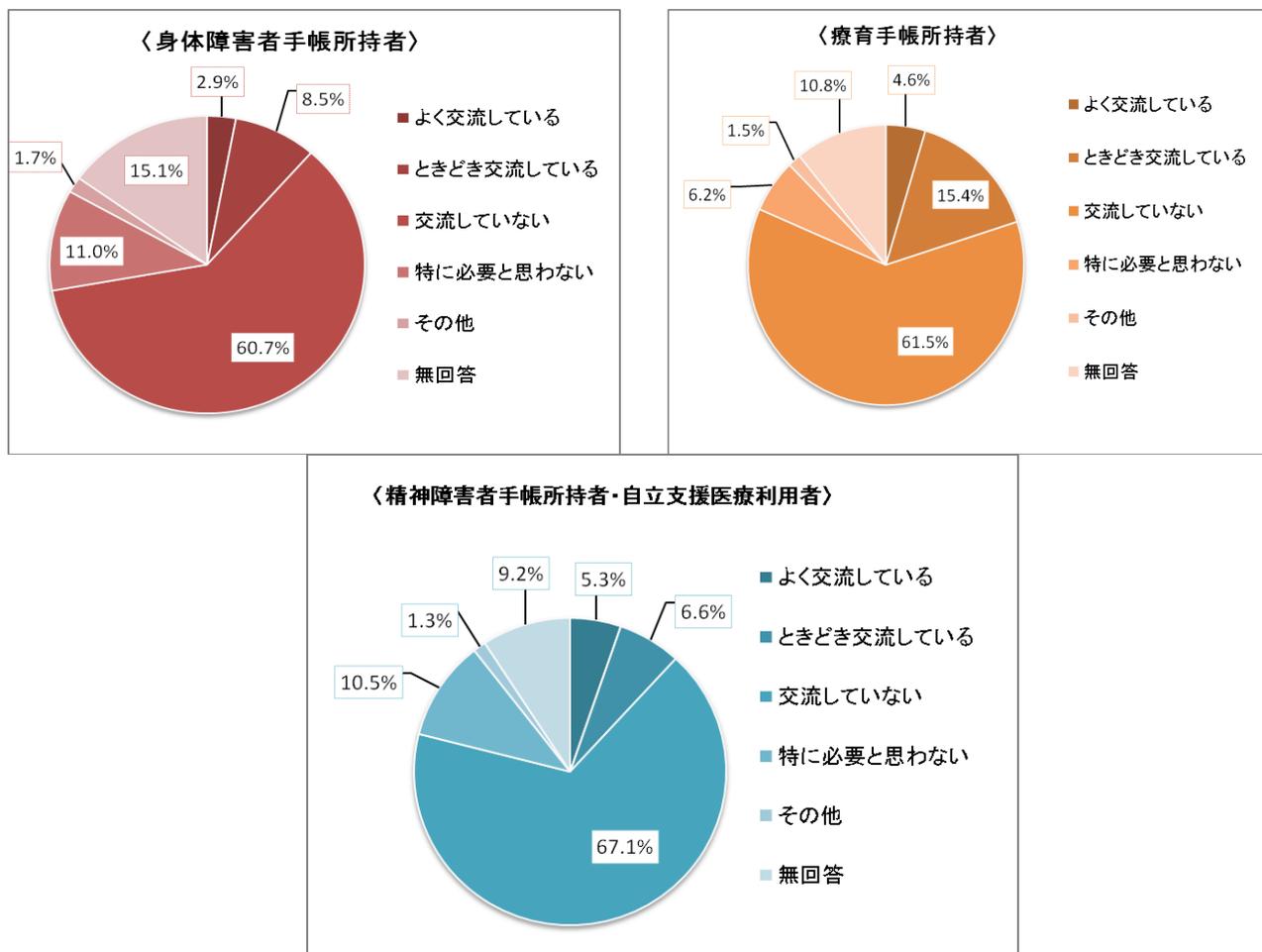
(1) 現状と課題

障害のある人に対する地域住民の理解を深めるため、関係機関や各種団体においても障害のある人とのふれあいや交流を図るための様々な取り組みが行われています。しかし、障害のある人に対する理解や支援は、まだまだ十分とはいえない状況です。今後も町民や障害をもつ人とその家族へ正しい理解を深めるための啓発、広報活動や交流をさらに進める必要があります。

障害のある人とボランティアとの関わりについては、知的障害のある人は20.0%の人が交流していますが、精神障害等のある人は11.9%、身体障害のある人は11.4%にとどまっています。5年前の調査に比べると全体的にその割合が低下しています。今後も障害のある人自身もボランティアとの交流や相互理解の促進に向けた積極的な活動を行っていく必要があります。

◎掲載データ（障害者意向調査）

問32 あなたはふだんボランティアとの交流をしていますか。（○は1つだけ）



(2) 施策の方向

①啓発・広報活動の推進

- ・ 「障害者週間」(毎年12月3日から9日まで)や「障害者雇用促進月間」(9月)などにおける各種啓発活動を推進します。
- ・ 七ヶ浜町の広報紙やホームページを利用して、障害に対する理解のための情報提供を行うなど積極的に活用します。
- ・ 町広報紙等を通じ、地域で生活する障害のある人や福祉活動に取り組む人々を広く紹介します。

②福祉教育・地域交流の促進

- ・ 社会福祉施設等を活用した介護体験、キャップハンディ体験(障害・高齢疑似体験)や、高齢者や障害のある人との交流を通じて、学校、家庭、地域が連携して、共に生きる社会を支える心豊かな人づくりを進めます。
- ・ 障害のある人と障害のない人、ボランティア、地域住民が共に活動する機会の充実を図ります。
- ・ 地域住民との心の交流を通じて、障害のある人が作った作品や製品を地域住民に販売する場の提供を行い、地域交流事業をはじめとする各種イベントを開催します。

③ボランティア活動の振興

- ・ ボランティアの方々とのパートナーシップの下、様々な人たちがいっしょに活動する場を作り、福祉関係に携わるボランティアのネットワーク化を図り、共に支え合う意識を広げていきます。
- ・ 七ヶ浜町社会福祉協議会が設置するボランティアセンターを中核として、様々なボランティア活動を相互に結び付け、調整を行い、さらには福祉活動そのものをリードする人材を養成します。
- ・ ボランティア活動の場の提供や窓口、情報交換の場の整備に努めながら、その活動を支援・促進していきます。

2 地域関係団体との連携

(1) 現状と課題

障害のある人が地域の中で自立した生活をしていくためには、行政、事業者、医療機関、ボランティア団体等の各機関が緊密に連携することが重要です。そして、地域住民一人ひとりの参加・協力が必要です。特に、視覚障害のある人や聴覚障害のある人などは、その障害のため、情報の収集・コミュニケーション手段の確保に大きなハンディキャップがあります。災害発生時には、情報の的確な伝達がより一層求められます。このため、高度情報化社会の中で、障害のある人もその利便性を十分享受できるよう、各種情報提供手段の充実に努め、障害の特性に応じて、より豊かな情報量を容易に入手できる体制を整備していく必要があります。

(2) 施策の方向

①意思疎通支援の充実

- ・ 手話奉仕員や要約筆記奉仕員の派遣体制の整備を促進します。
- ・ 重度障害者用意志伝達装置などの補装具や拡大読書器等の日常生活用具を給付・貸与し、その普及促進に努めます。

②情報提供の充実・情報のバリアフリー化

- ・ 七ヶ浜町社会福祉協議会をはじめ、民生委員児童委員や関係福祉団体等と連携を図り、情報提供の推進に努めます。
- ・ 町広報紙等の音声録音による「声の広報」などによる町の話題や行政に関する情報提供の推進に努めます。
- ・ 点字図書や録音図書について視覚障害者情報センター等と連携し、供給体制の充実を図ります。
- ・ 手話奉仕員や要約筆記奉仕員の派遣事業、各種の情報の提供方法等について検討を行います。

3 地域における住まいの場や活動の場の確保

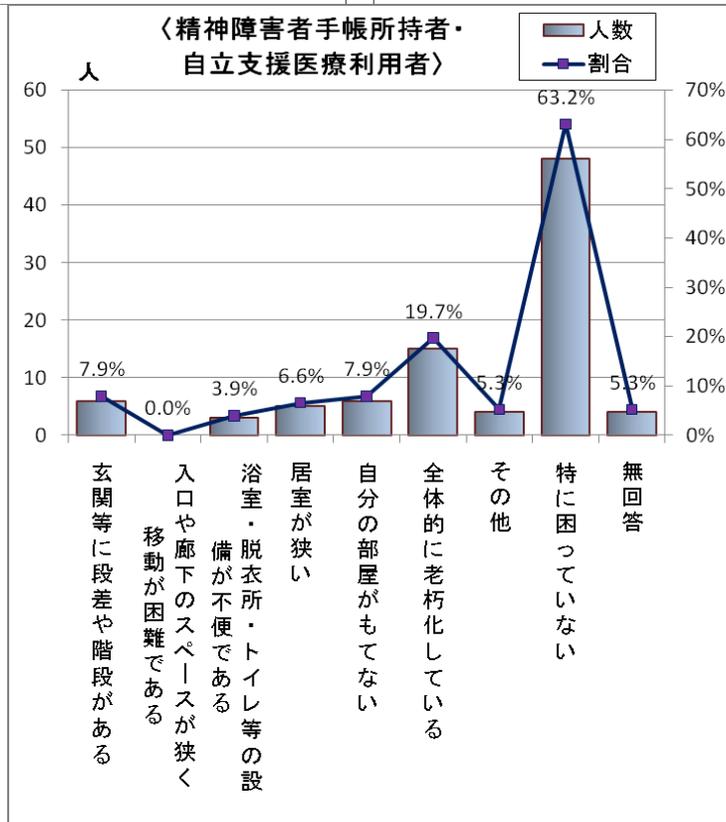
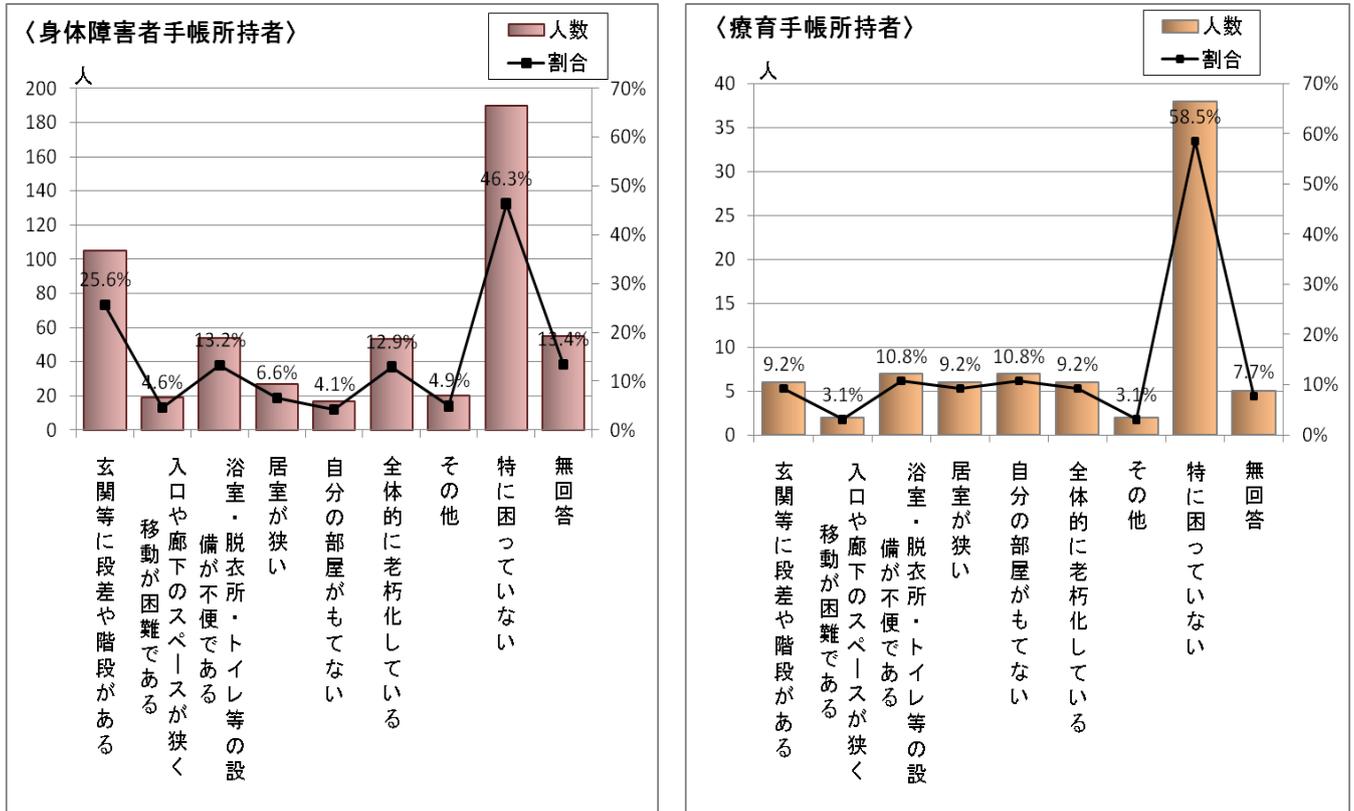
I 地域における住まいの場の確保

(1) 現状と課題

障害者意向調査などによると障害のある多くの人が地域や住み慣れた家庭で自立した生活を送りたいと願っています。障害のある人が地域での自立を考えると、最初に問題となることは住まいの場です。グループホームや福祉ホームの制度はありますが、その数はまだまだ不十分です。また、在宅で生活している障害のある人の場合でも現在の住まいについて不便を感じている人が多く、それぞれの障害特性に配慮した生活の場を整備・支援する必要があります。

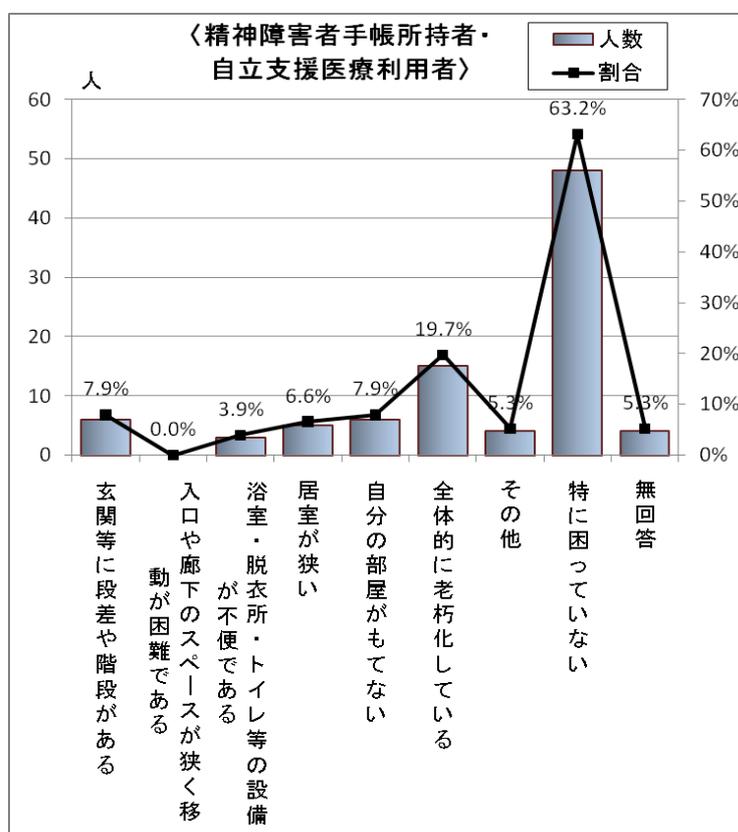
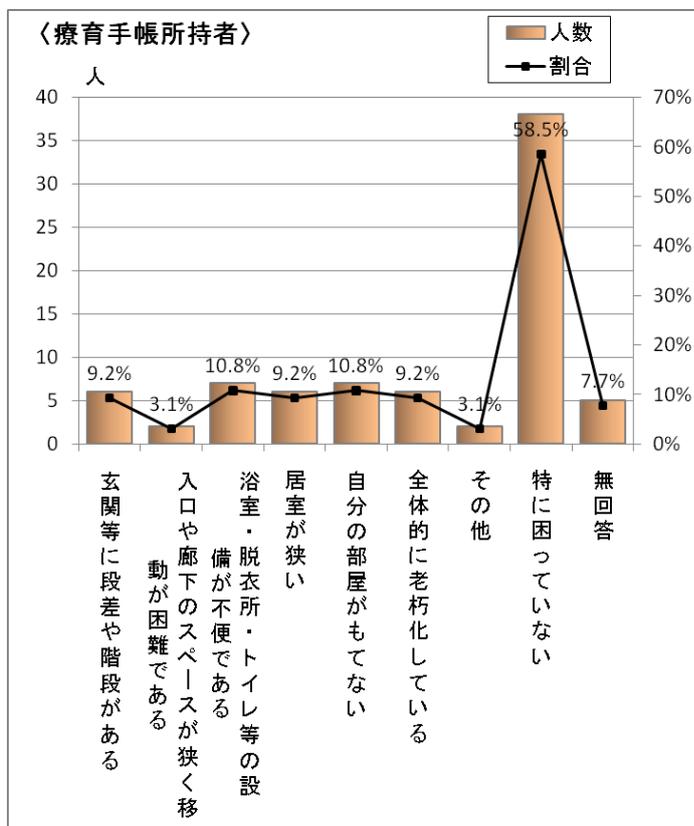
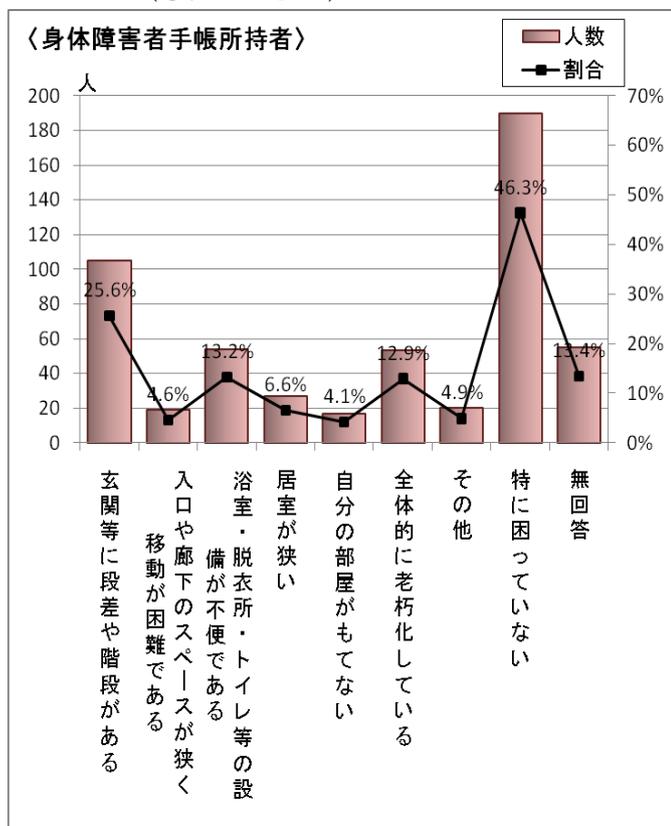
◎掲載データ（障害者意向調査）

問13 お住まいについて困っていることはありますか。（○はいくつでも）



問15 あなたは、住まいについて今後どのような取り組みをしてほしいと思いますか。

(○は2つまで)



(2) 施策の方向

① グループホーム等の拡充・機能の充実

- ・ 障害がある人などのためのグループホーム等への入居の支援を積極的に行います。
- ・ 家族が高齢などにより、障害のある人の生活支援が難しくなったときのために、グループホームの整備を推進します。
- ・ グループホーム等で生活する障害のある人の生活支援、相談支援等の充実を図ります。

② 住環境の整備

- ・ 障害のある人のための住宅改修への支援の充実、ケアマネージャーや福祉住環境コーディネーター等の積極的活用、住宅改修相談の充実を図ります。
- ・ 介護負担の軽減と障害のある人の自立を支援するための介護機器・介護用品の普及促進、バリアフリー住宅など、在宅ケアを容易にする住環境に関する情報提供を推進します。

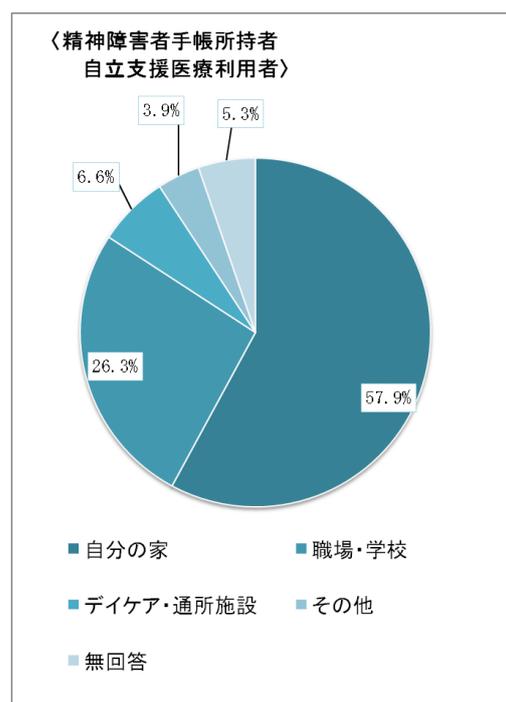
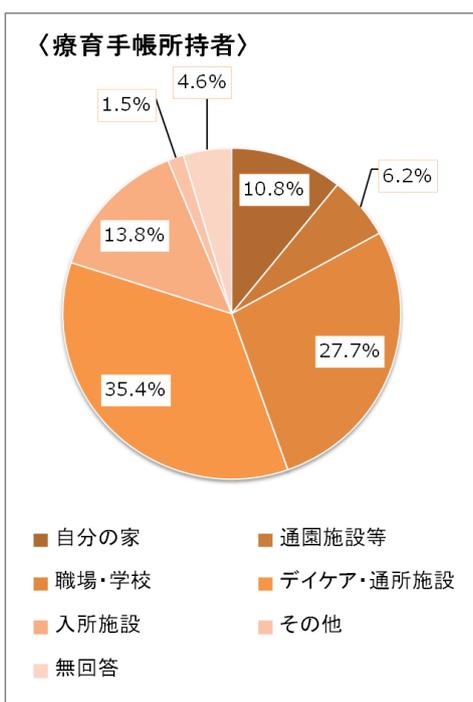
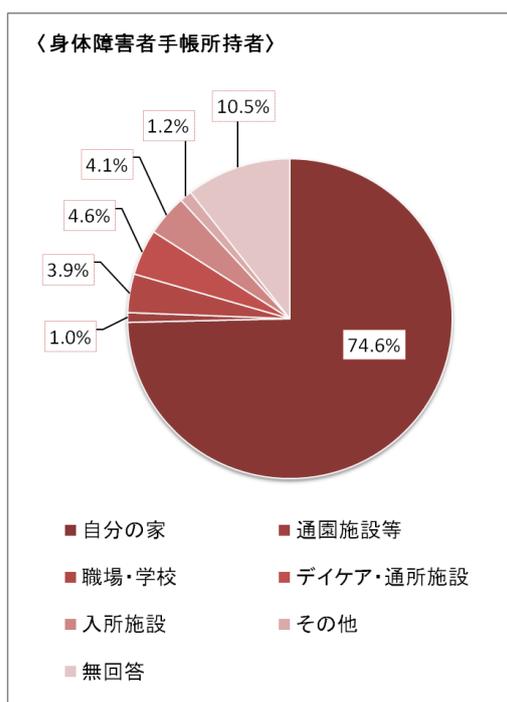
II 活動の場の確保

(1) 現状と課題

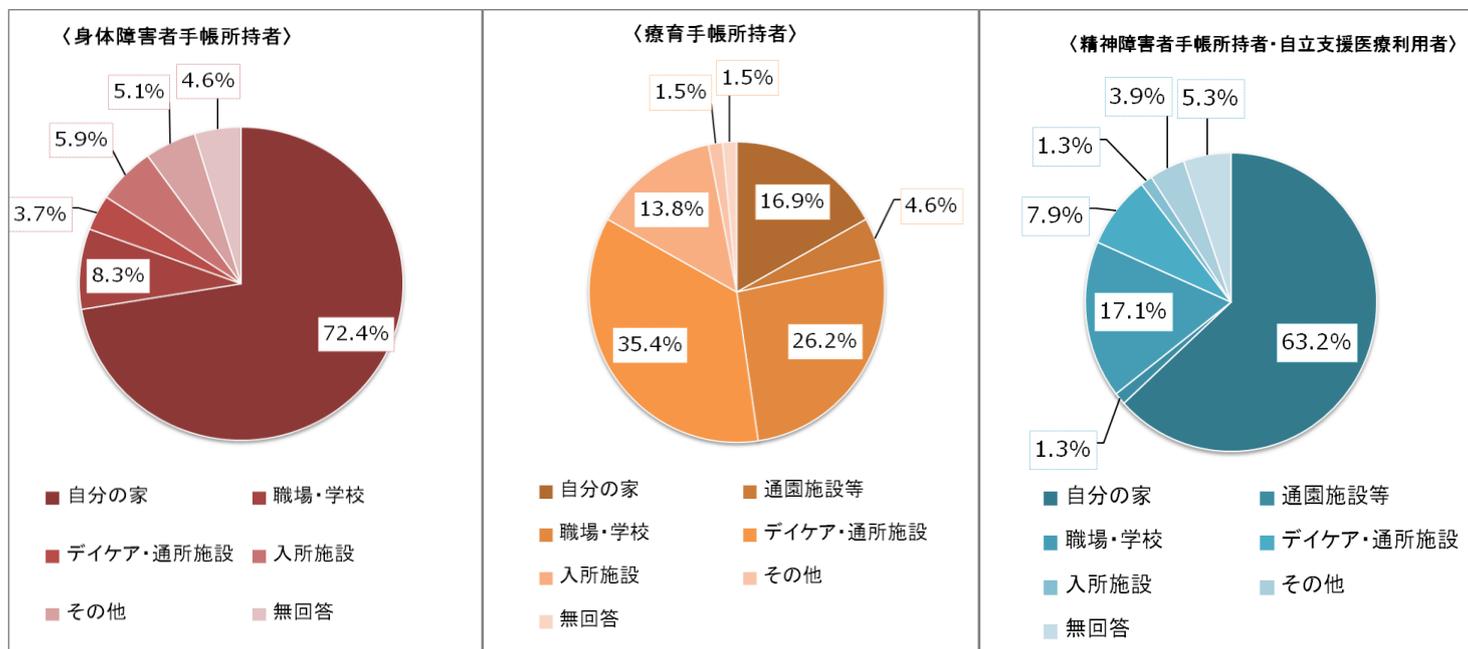
障害のある人が充実した地域生活を送るためには、様々な活動の場や学習の機会を確保し、その充実を図る必要があります。障害者総合支援法の指定施設である通所型の日中活動施設は年々増加しているものの、重い障害のある人が地域での生活を送るためにはまだまだ不十分であり、さらに通所可能な施設が身近な場所に整備される必要があります。

◎掲載データ（障害者意向調査）

問 17 今後、あなたが平日の昼間に主に過ごしたいところはどこですか。（○は1つだけ）



問 1 6 あなたが平日の昼間に主に過ごしているところはどこですか。(〇は1つだけ)



(2) 施策の方向①日中活動の場の確保

- ・ 一般就労が困難な障害者に対する就労促進の施策として、**障害者総合支援法**による指定施設や相談支援事業所と協力し、福祉的就労の充実を図ります。
- ・ 在宅の障害のある人の日中における活動の場を確保し、日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とした、日中一時支援事業の充実を図ります。

②多様な学習機会の提供

- ・ 各団体が実施する各種のスポーツ・レクリエーション事業を支援するとともに、趣味の教室などの文化活動を推進します。
- ・ 地域における学習の機会を確保するため、障害のある人等が利用しやすい社会教育施設の整備に努めるとともに、障害のある人の参加しやすい体制づくりに努めます。

4 バリアフリーのまちづくりの推進

I バリアフリーのまちづくりの総合的推進

(1) 現状と課題

障害のある人の中には、道路の段差や駅の階段が多く安心して利用できる交通機関が少ないなど、まだまだ外出時に不安を感じる人が多くいます。宮城県では平成 8 年に「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」を制定しました。障害のある人等をはじめとする、すべての県民が安心して生活を営むことのできる住みよい社会の実現に向け、今後より一層条例の理念の普及・円滑な施行と支援体制の確立を図る必要があります。また、誰もが住みよい社会を目指す観点から、障害の有無にかかわらず誰もが使いやすい共用性にも配慮する、いわゆる「ユニバーサルデザイン」の視点が求められています。

(2) 施策の方向

①バリアフリーのまちづくりの総合的推進

- ・ものづくり、まちづくりなどの施策の推進にあたって、ユニバーサルデザインの考え方を基本とします。町が施設や道路などを整備する際に、利用する立場から障害のある人などの声を充分反映させる仕組みづくりを推進します。
- ・障害のある人が利用しやすい施設の情報提供や、バリアフリーのまちづくりへの理解を深めるための普及啓発を図ります。

②公益的施設等の整備

- ・だれもが住みよい福祉のまちづくり条例に基づき、県や町の設置する施設のバリアフリー化はもとより、公益的施設のバリアフリー化の促進やバリアフリー思想の住民への浸透を図ります。
- ・公益的施設の身障者用（多目的）トイレ、オストメイト（人工肛門・人工膀胱造設者）対応トイレの整備、また、建物の周辺の道路、都市公園などの整備についても、障害のある人が利用しやすい環境づくりに配慮します。

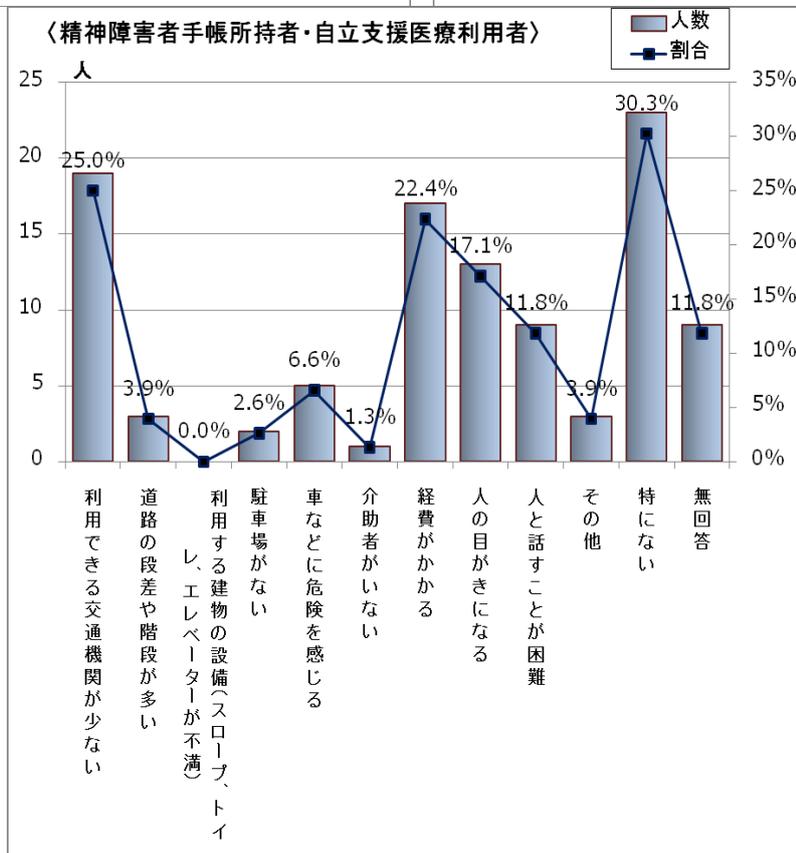
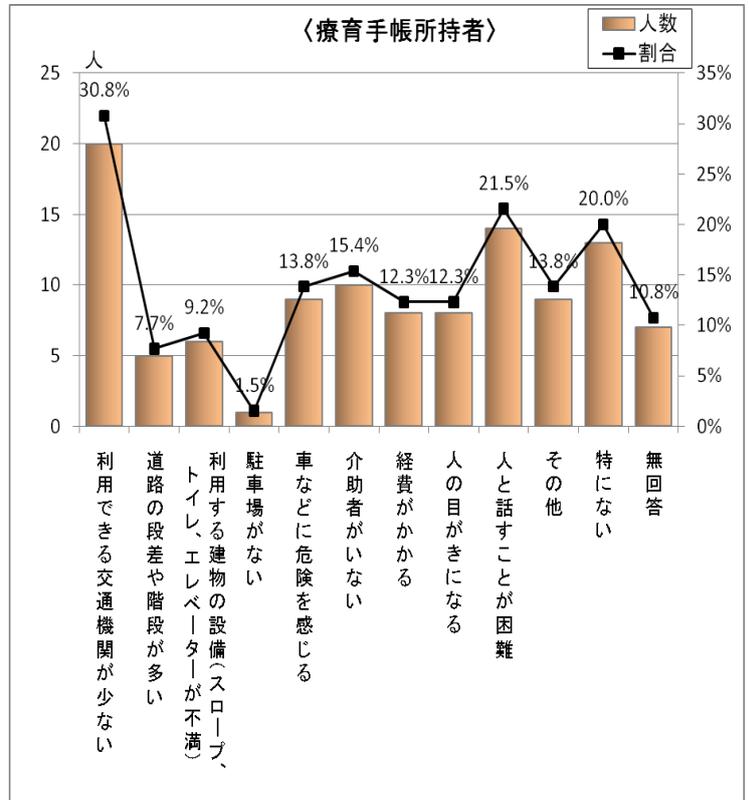
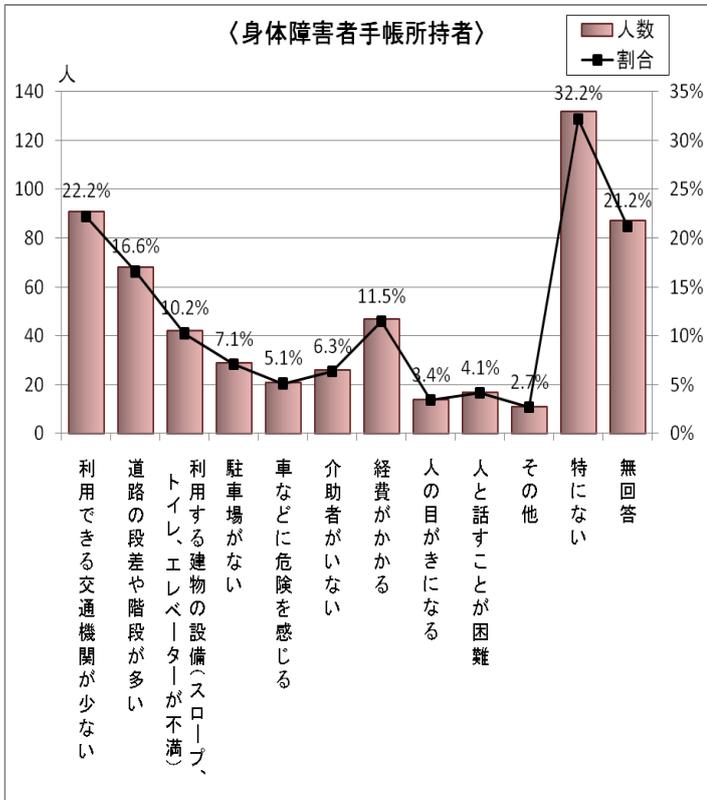
II 交通・移動手段対策の充実

(1) 現状と課題

障害のある人等が安全かつ身体的負担の少ない方法で移動できるように歩行空間や交通施設、公共交通機関のバリアフリー化と歩行環境の改善を図る必要があります。平成 18 年には「高齢者・身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー新法」という）」が施行され、鉄道駅等の旅客施設を中心とした特定建築物等の整備が促進されてきました。しかし、生活に身近な駅及び歩道等のバリアフリー化や低床バスの導入等についてはまだまだ十分ではありません。

◎掲載データ（障害者意向調査）

問3 1 あなたが外出する時に困ることはなんですか。（○はいくつでも）



(2) 施策の方向

①道路交通環境の整備

- ・ 幅の広い歩道の整備やわかりやすい道路標識の整備、横断時間を延長する弱者感应信号機の設置、整備等を推進します。
- ・ 社会福祉施設等の周辺道路、歩道の整備、道路の緑化等を推進します。
- ・ 障害があっても、利用しやすい公共交通機関等の整備を推進します。

②移動手段の確保

- ・ 移動が困難な障害のある人などが外出する際に付添いを行うガイドヘルパー（移動介護員）の派遣体制を整備・拡充します。
- ・ 障害のある人の自動車運転免許の取得や自動車改造に対する支援を行います。
- ・ 福祉有償運送の理解と普及、さらには行政や関係団体等が協働しながら、障害のある人の社会参加と家族等の介護負担の軽減を図り、よりよい地域生活を送ることができる環境づくりを推進します。

5 ボランティアの育成と活動支援

(1) 現状と課題

本町では町民が自主的・主体的にまちづくりに参画することが出来るよう、ボランティアや地域活動を推進しています。活動推進の拠点である七ヶ浜町ボランティアセンターでは、活動団体やボランティアの紹介を行っています。

ボランティア活動は、目の前にある地域や社会の問題に気づき、解決のために学習し行動を起こすような取り組みを組織的に行うものです。このような地域の問題へ対応する活動が活発化していくことは、障害を持つ方が地域で生活し社会参加していくことへの支援という観点からも重要なことです。

(2) 施策の方向

①地域活動支援の充実

- ・ 手話奉仕員や要約筆記奉仕員のボランティアなどの専門的なボランティアやボランティアコーディネーターの人材の育成を推進します。
- ・ 社会参加への支援や障害に対する正しい理解を深めるためボランティア講座を開催し、ボランティアの育成に努めます。また、七ヶ浜町社会福祉協議会と連携して情報交換や仲間づくりが出来る場を提供し、ボランティアネットワークの構築に努めます。

第2節 自分らしい生活をするために

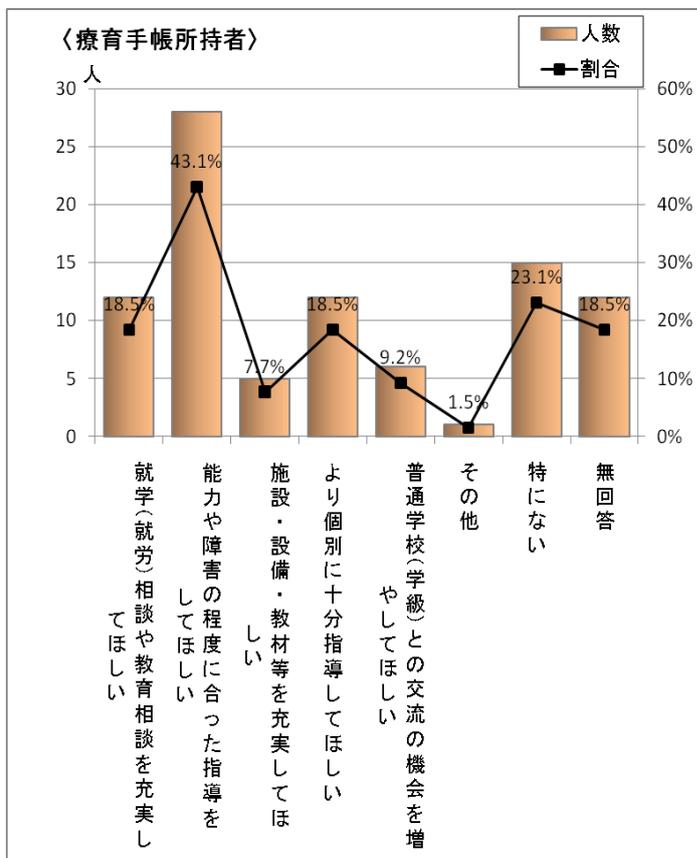
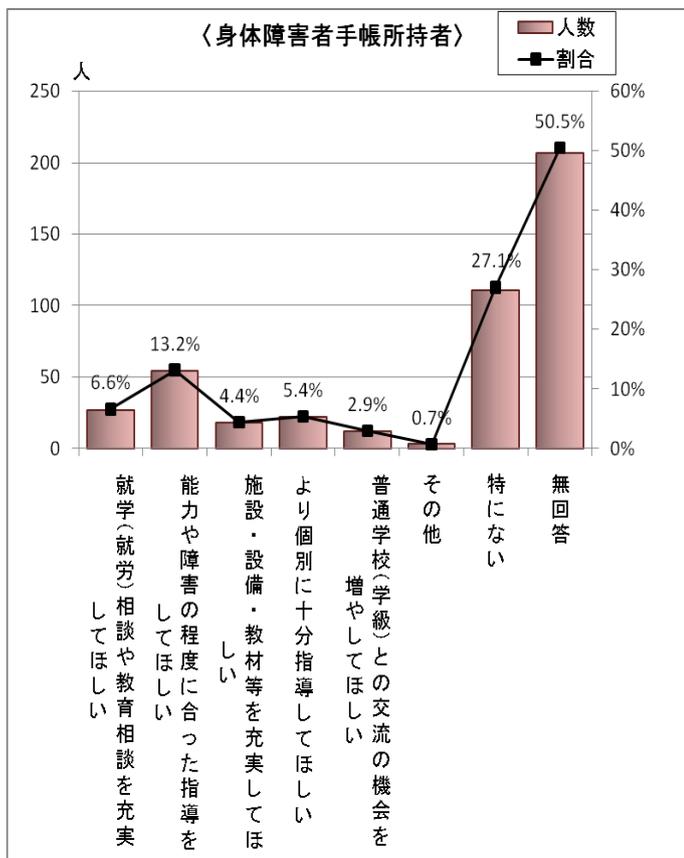
1 教育体制の充実

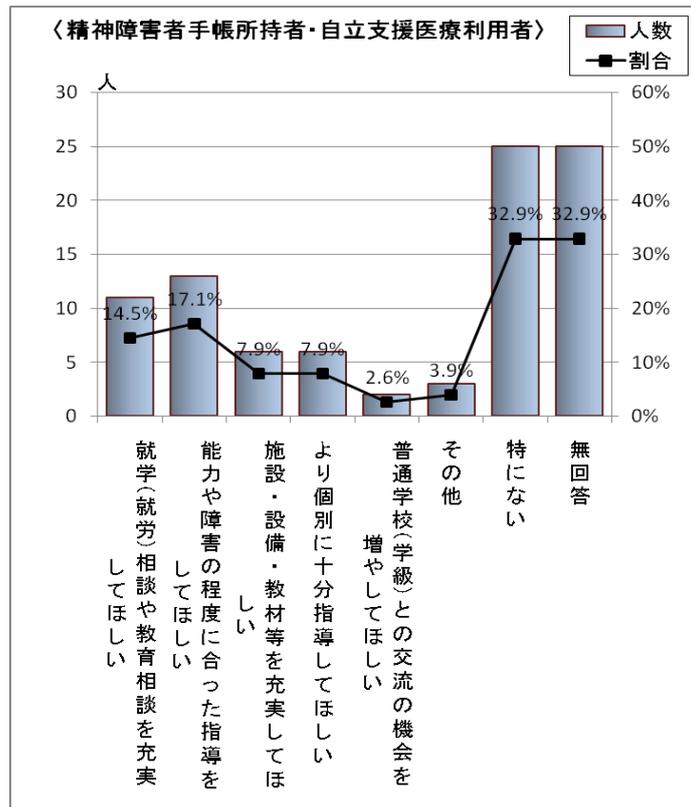
(1) 現状と課題

これまでの障害児教育は、盲・聾・支援学校等の特別な教育の場の整備を進めながら、障害に応じた手厚くきめ細かな教育を行うことにより、障害のある子どもの発達に大きく寄与してきました。一方、このことが結果的に、地域と学校において、障害のある人となない人が共に活動する機会をなくしてきたことも否めません。近年、宮城県内でも障害が重くても地域の小・中学校で学ばせたいという保護者が増加してきており、障害児教育のこれまでの成果を踏まえた新たな施策の展開が求められています。また、通常の学級において、**学習障害**（LD）、**注意欠陥／多動性障害**（ADHD）、発達障害の児童生徒が増加してきており、そのための教育的支援の必要性が高まるなど、障害児教育に対するニーズの多様化が急速に進行しています。

◎掲載データ（障害者意向調査）

問26 あなたが学校教育について要望することをお聞かせください。（〇は2つまで）





(2) 施策の方向

①障害のある児童生徒の発達及び学習を支援する体制の整備

- ・ 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が通常の学級に在籍して共に学ぶためには、これまでと同様に障害のない児童生徒の学習機会を確保すると同時に、障害によって生ずる教育的ニーズにも的確に対応していく必要があるため、新たな学習の場の設置や指導体制のあり方など従来とは異なる学習システムの整備を図ります。

②就学支援体制の整備

- ・ 障害のある子どもの専門的教育の必要性等について、相談に応じたり情報提供を行ったりするなどの就学支援を行っていく必要があることから、相談等を中心とした就学支援体制の充実を図ります。

2 雇用・就労の促進

I 雇用の促進

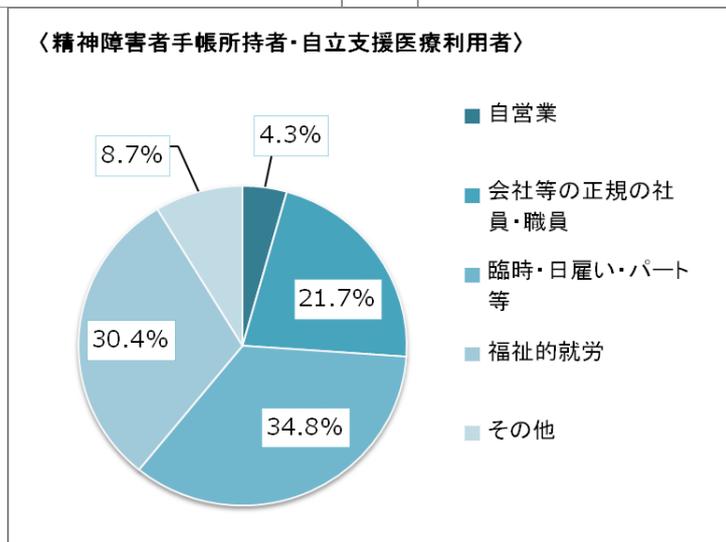
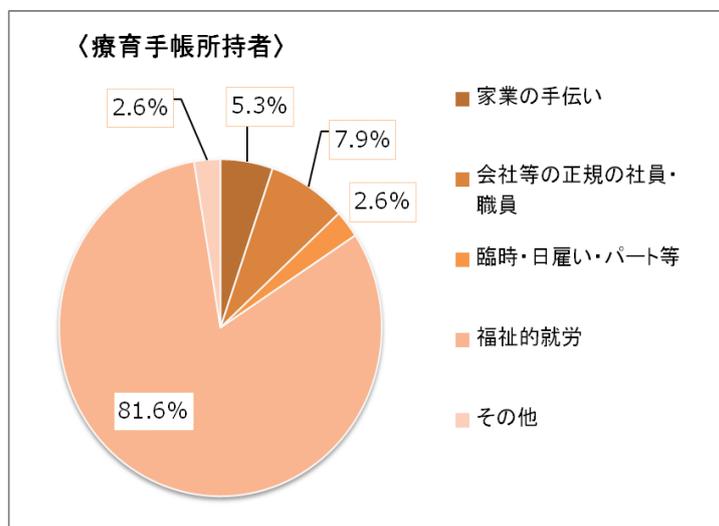
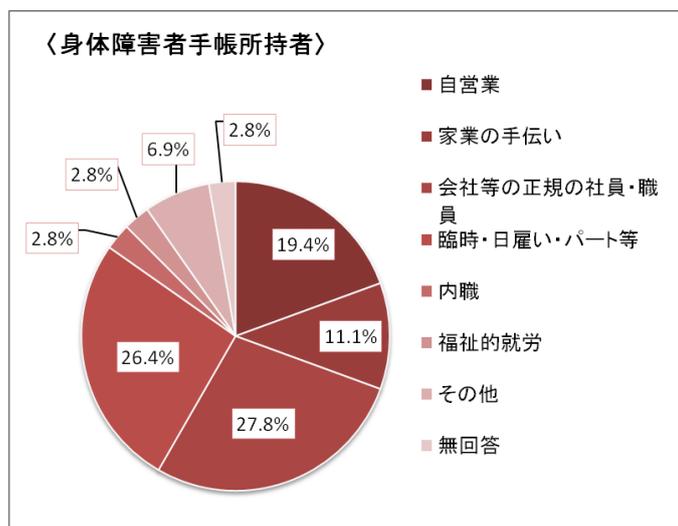
(1) 現状と課題

平成15年4月には国の「障害者雇用対策基本方針」が策定されましたが、障害のある人に対する支援を一層推進していく必要があります。雇用が進まない、あるいは離職する理由としては、雇用する側の理解不足も考えられます。町では、毎年9月の障害者雇用促進月間を中心に啓発活動を行っております。今後も障害のある人の雇用促進について一層の啓発に努める必要があります。

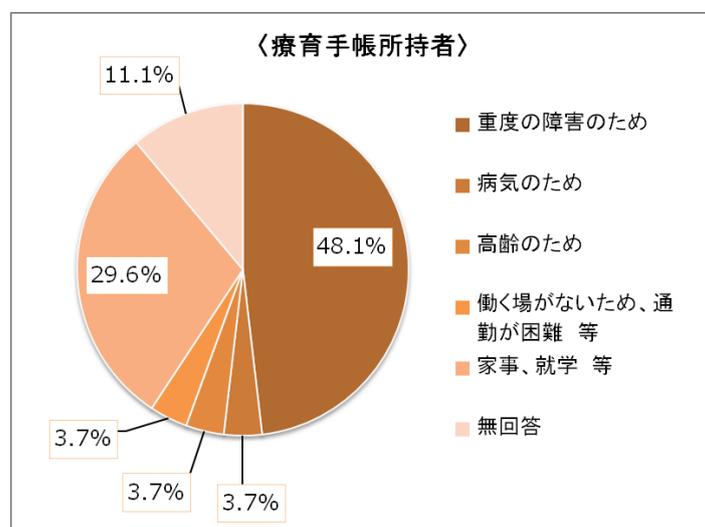
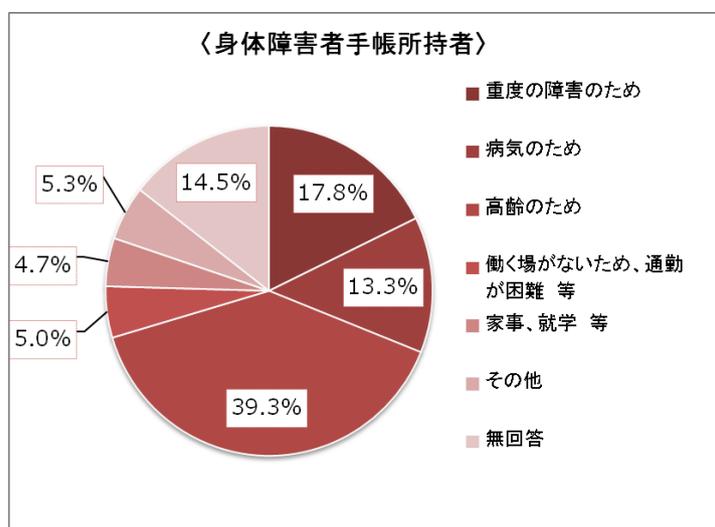
◎掲載データ（障害者意向調査）

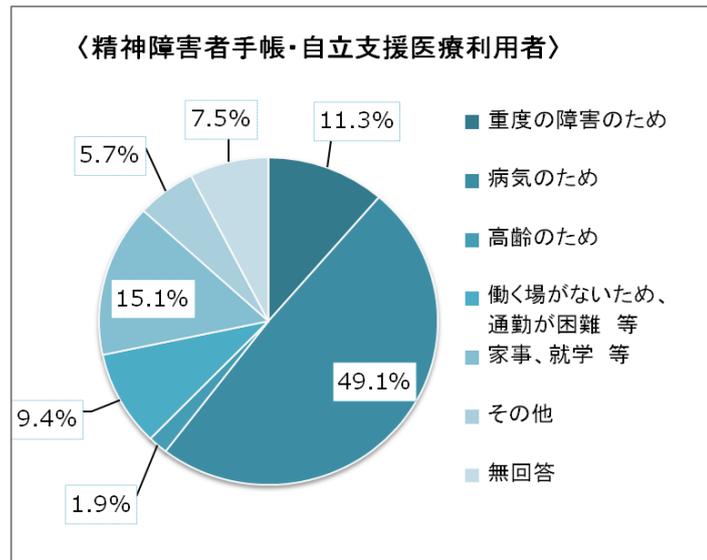
問22 あなたは現在仕事をしていますか。(〇は1つだけ)

1. している



2. していない





(2) 施策の方向

①啓発活動の推進

- ・ 毎年9月の「障害者雇用促進月間」に障害者雇用促進の啓発資料を配布し、障害のある人の雇用について啓発を図ります。
- ・ 公共機関等における雇用率を高めるとともに、民間企業における法定雇用率達成のための広報啓発活動を強化し、雇用の場の拡大に努めます。

②障害者の就労・雇用のための支援

- ・ 一般就労が困難な障害のある人に対する就労促進のために就労支援施設の整備、運営充実を図ります。
- ・ 障害のある人の就労を支援・促進するための指導・助言を行う体制の整備に努めます。

3 スポーツ・レクリエーションや芸術文化活動の振興

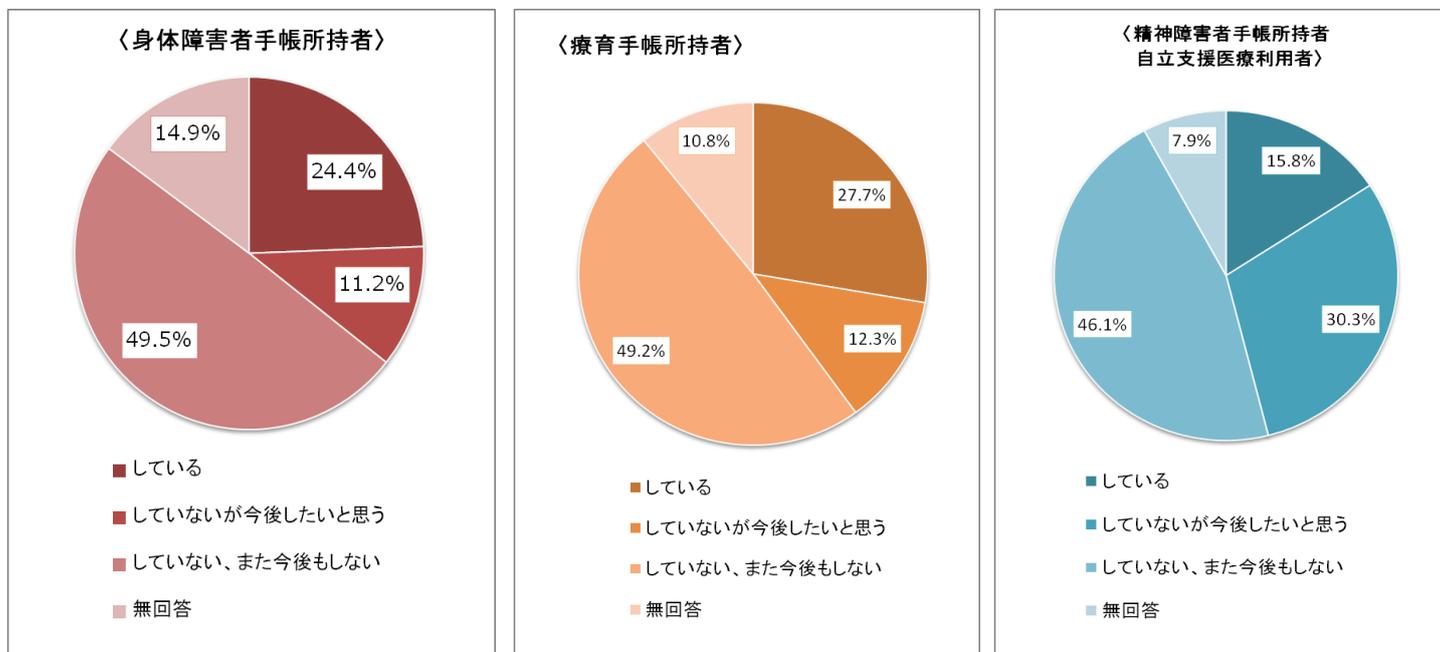
I スポーツ・レクリエーション活動の振興

(1) 現状と課題

障害のある人と障害のない人が、スポーツ・レクリエーション、芸術文化活動を通じて共に活動することにより相互の理解は一層深まり、また、これらの活動への参加は障害のある人自身の機能訓練、生きがいの創造、社会参加意欲の促進という視点からも大きな意味を持っています。しかし、障害のある人がスポーツや文化活動に参加するためには、情報・移動・施設・指導者等のさまざまな支援体制が必要となります。今後も、障害のある人も障害のない人も共に参加でき、楽しめるスポーツ・レクリエーションの開発・普及に努めるとともに、障害のある人の参加を可能にする支援体制の充実に努める必要があります。

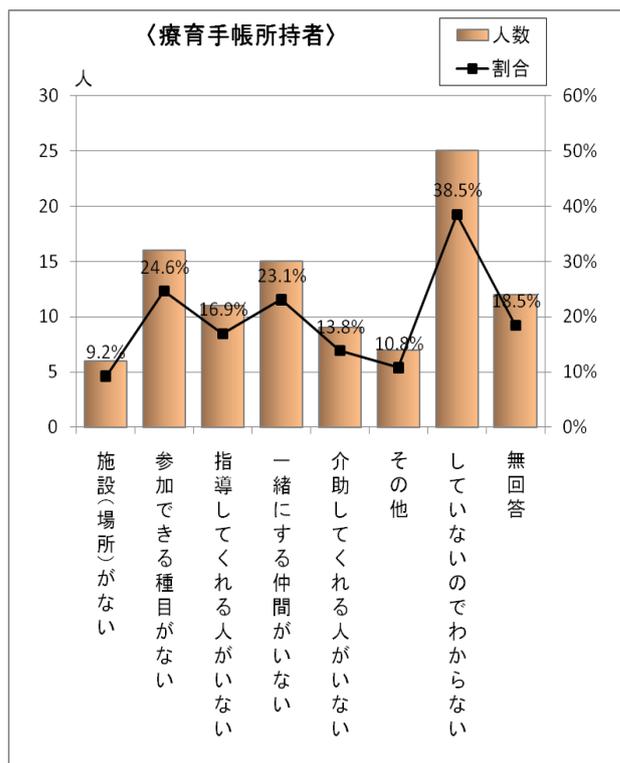
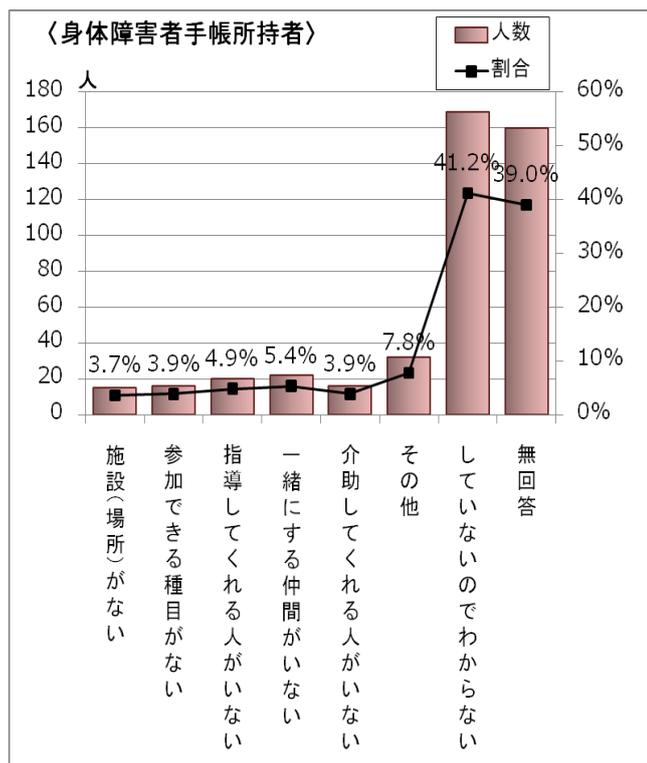
◎掲載データ（障害者意向調査）

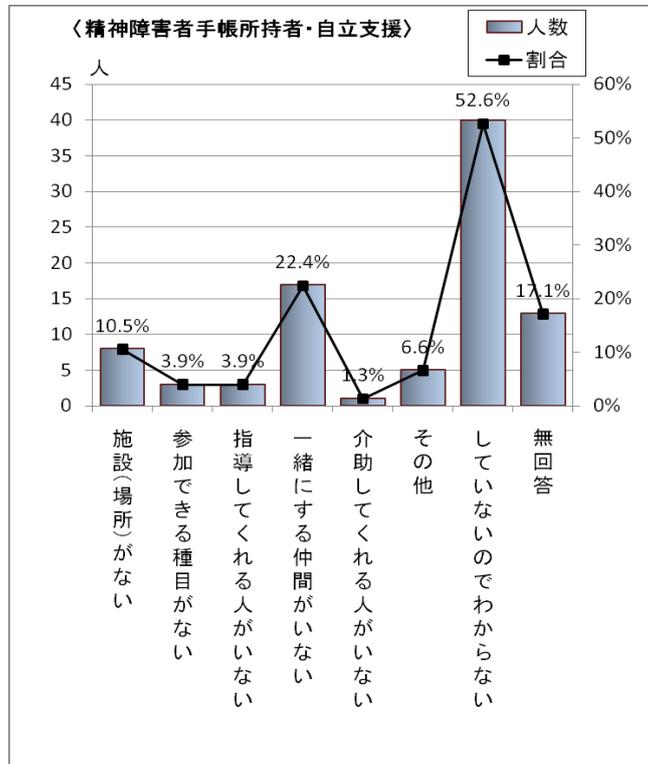
問33 あなたはふだん（またはときどき）スポーツや運動をしていますか。（○は1つだけ）



◎掲載データ（障害者意向調査）

問34 あなたがスポーツや運動をしたり、また、しようとして困ることは次のうちどれですか。（○はいくつでも）





(2) 施策の方向

①スポーツ・レクリエーション活動の振興

- ・ 七ヶ浜健康スポーツセンター「アクアリーナ」をはじめ社会体育施設を活用し、障害のある人のスポーツ振興、健康増進等の有効活用を図ります。
- ・ 障害のある人と障害のない人が、一緒に楽しめるスポーツの普及と機会の拡充を図ります。
- ・ 障害のある人のレクリエーション活動を振興し、仲間づくりを支援します。

II 芸術文化活動の振興

(1) 現状と課題

心の豊かさを求めて、近年障害のある人の芸術活動への注目が集まっていますが、まだ一部の人の参加にとどまっており、障害者の芸術や文化活動への取り組みは遅れています。音楽や芸術の分野では、障害の有無にかかわらず参加できる「とっておきの音楽祭」が県内各地で毎年開催されています。この音楽祭をきっかけとして音楽の分野で活動をしている人もおり、参加機会の拡大も必要です。

(2) 施策の方向

①芸術文化・国際交流活動の振興

- ・ 障害のある人の書道や写真などの作品の発表の場や出展の機会を提供します。
- ・ 障害のある人の国際交流活動の支援や、七ヶ浜国際村の事業や施設を積極的に活用し町民の理解を促進します。

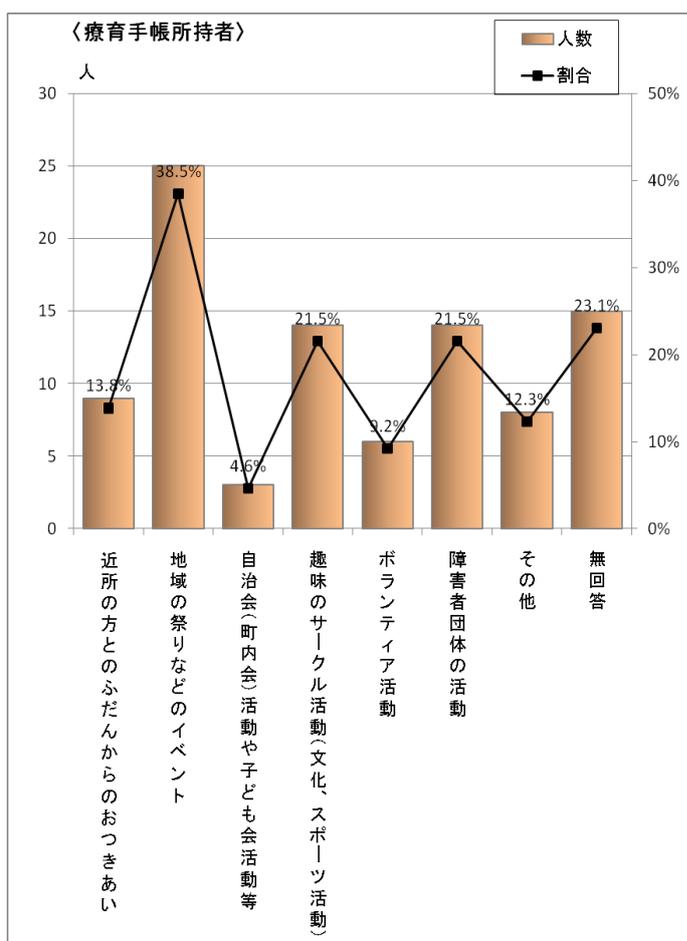
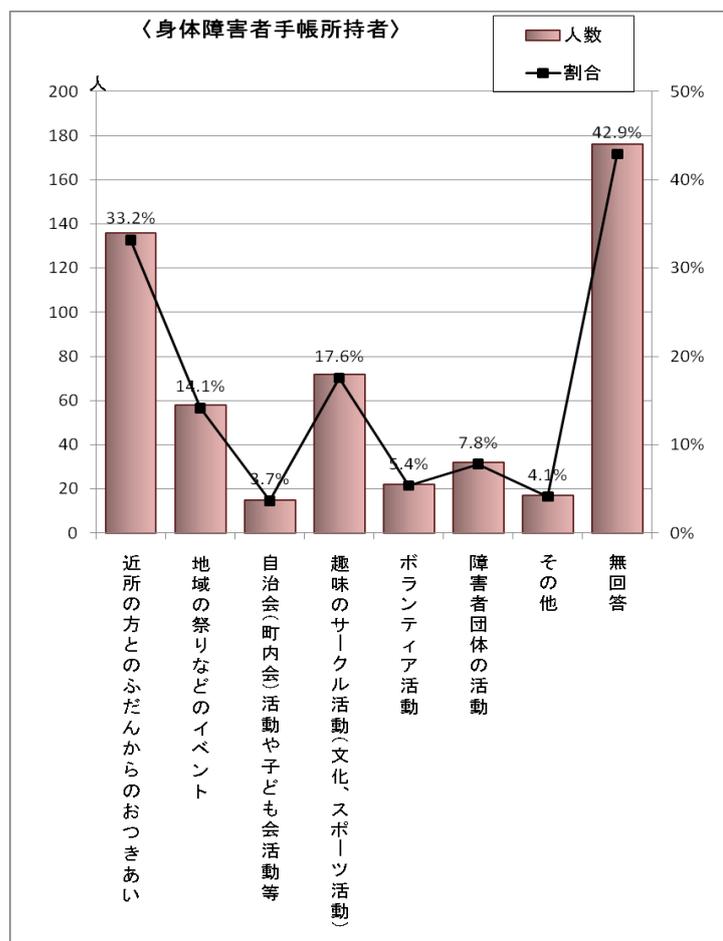
4 社会的自立の支援

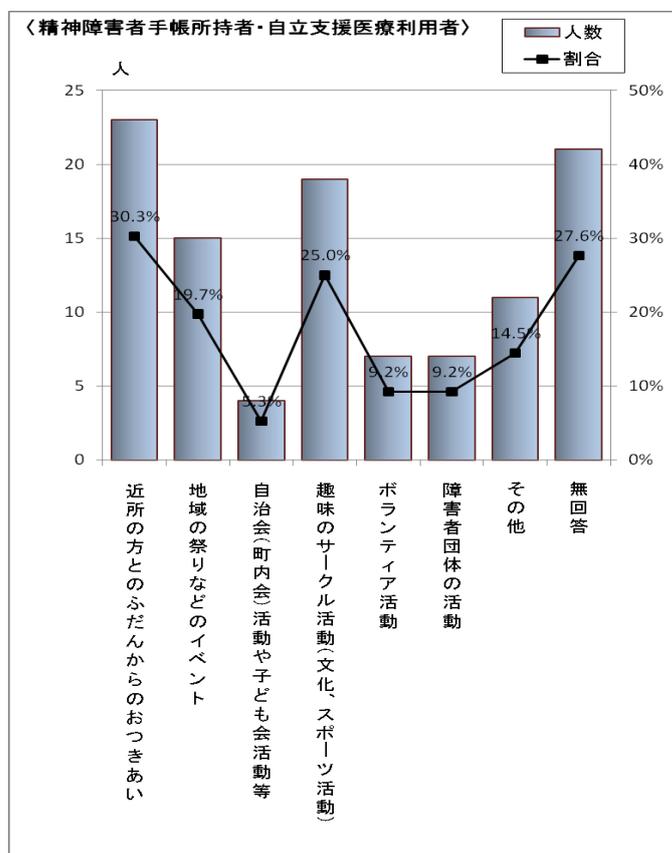
(1) 現状と課題

これまでの障害福祉サービスにおいては、障害のある人は常に受け身の立場でありましたが、近年は障害のある人が地域の中で生き生きと活動していくために、障害のある人自身が中心となって主体的に様々なサービスを提供し、地域社会に積極的に関与していこうとする動きが出てきており、これらの活動を促進することが必要です。また、障害のある人自身の社会参加や自立を促進していくためには、それを支える関係団体と協働して推進していく必要があるほか、「親離れ」あるいは「子離れ」を進めることで社会的自立を図ることも必要となっています。

◎掲載データ（障害者意向調査）

問30 今後参加したい（行きたい）と思っている地域活動は次のうちどれですか。（〇はいくつでも）





(2) 施策の方向

①障害者関係団体等への支援

- ・ 障害のある人の生活経験を生かし、利用者の視点に立った新たなサービスの構築を図るため、利用者主体のサービス提供活動に対する支援のあり方について検討します。
- ・ 障害のある人が自主的に運営する団体等の活動を支援し、社会参加や自立を促進します。

②障害当事者への支援

- ・ 障害のある人の自主的活動を支援するため、スポーツや文化活動等の余暇活動への支援について検討します。

第3節 安心して生活を送るために

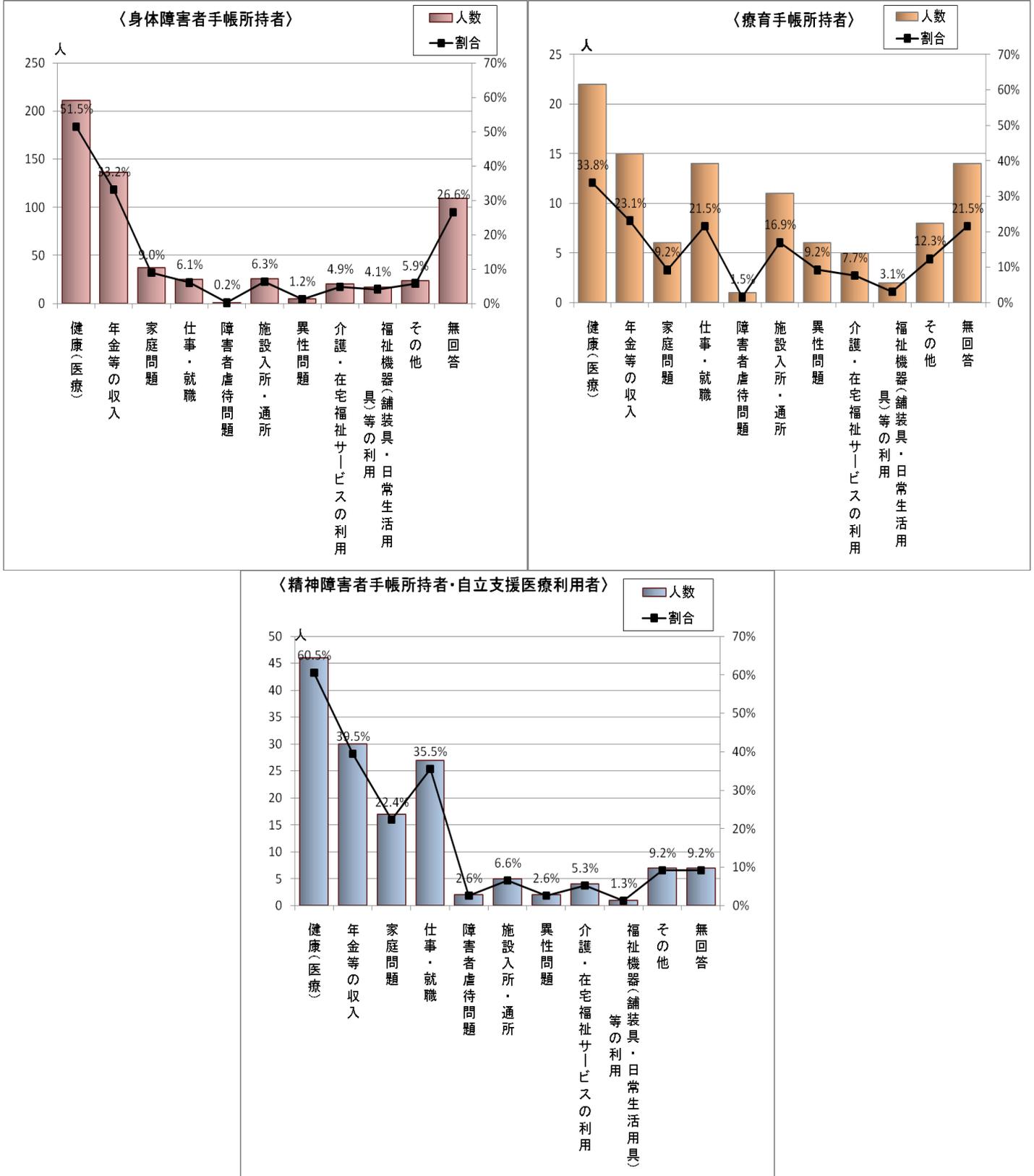
1 生活安定のための支援

(1) 現状と課題

障害のある人の生活の安定を図り、その社会的自立を促進するためには、雇用の確保とともに所得保障の充実が必要です。障害者意向調査などによると、今後、充実してほしいと考えるサービスとして「年金などの所得保障の充実」を望む声が多く寄せられています。また、悩んでいることや困っていることとして「健康(医療)」や「年金等の収入」をあげ、知的障害のある人及び精神障害者等のある人は「仕事・就職」についての悩みをあげています。

◎掲載データ（障害者意向調査）

問36 あなたが今、悩んでいることや困っていることは、どのようなことですか。（〇はいくつでも）



(2) 施策の方向

①年金、手当等の充実

- ・ 障害基礎年金、特別障害者手当、特別児童扶養手当等の各種制度の周知を図ります。

②経済的負担の軽減

- ・ 重度心身障害児（者）の医療費の自己負担分の助成制度の周知を図ります。
- ・ 障害者に対する経済的負担の軽減を図るため、各種運賃・料金割引制度の活用の周知を図ります。

2 相談支援体制の拡充

(1) 現状と課題

社会福祉基礎構造改革などにより、利用者の立場に立った社会福祉制度の構築、サービスの質の向上、地域福祉の推進などが示され、「措置制度」の時代から平成15年4月には、障害のある人自らがサービスを選択する、利用者の立場に立った制度として「支援費制度」が開始されました。支援費制度では障害のある人がサービスの選択、サービス提供事業者との契約を行い支援を受ける制度でした。平成18年からは「障害者自立支援法による制度」により、障害のある人が自立した社会生活を送るためには、本人の自己決定が最大限に尊重され、なおかつ一人ひとりの障害特性に配慮しながら、それぞれの生活に必要な多様なサービスを総合的に調整する「ケアマネジメント」が重要と考えられました。また、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、障害のある人やその家族などを支えるため、身近な地域でいつでも気軽に相談できるシステムが必要となります。現在の「障害者総合支援法」の制度では計画相談支援給付費が位置づけられ、一人ひとりのニーズに合わせた支援計画の作成がすすめられています。

(2) 施策の方向

①ケアマネジメントの実施

- ・ ケアマネジメントの手法を用いての障害のある人の相談、支援計画の策定により、効果的なサービスの利用の向上を図ります。

②利用者本位のサービスの提供

- ・ 障害のある人の自立に向けた支援のため、本人の意志を尊重しながら個々の障害の特性に配慮した一体的なサービスが継続して提供される相談支援体制を目指します。
- ・ サービス提供にあたっては、障害のある人の自己決定によるサービスが適切に行われるように、利用者の意志を適切に把握し、より質の高いサービスを提供するための知識・技術の向上を図ります。

③相談支援体制の整備

- ・ 基本相談支援、計画相談支援、虐待相談支援など様々な相談支援体制を確立し、各種情報の提供や関係機関との連携を行い、障害のある人やその家族等が安心して地域で生活を送るための支援が行われるよう体制整備を行います。
- ・ 障害のある人やその家族等が、身近な場所でいつでも相談や支援を受けることができ、地域で安心して生活を送るための、相談支援体制の整備を進めます。

3 保健・医療サービスの充実

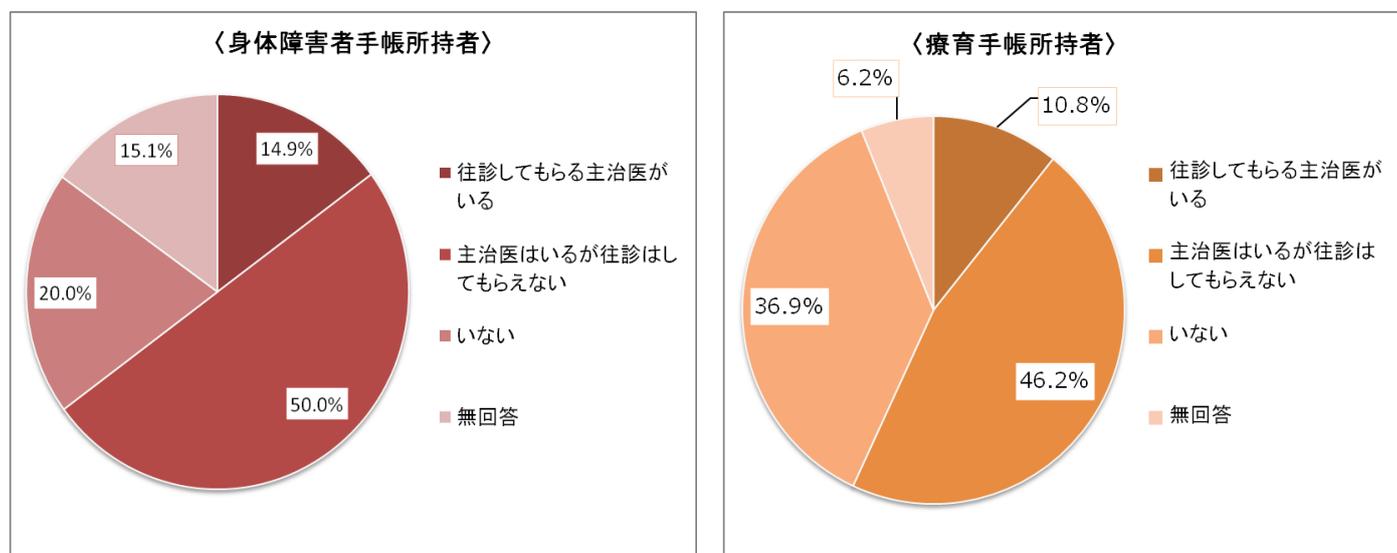
I 障害の予防・早期発見体制の充実

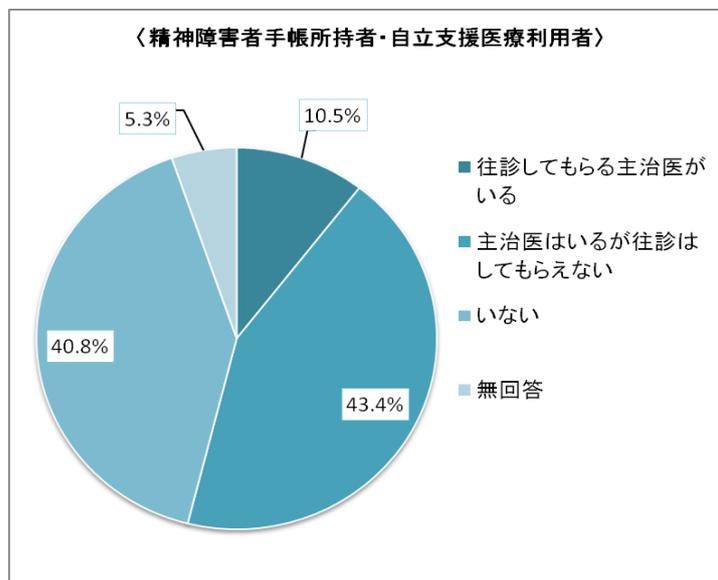
(1) 現状と課題

疾病や障害を発見し、適切な治療を行うことにより、障害の予防、軽減を図ることが可能です。特に、乳幼児期には心身が発育・発達する一方、病気や異常をきたしやすいため、乳幼児の健康診査や相談・指導を充実し、障害の早期発見に努め、早期対応につなげていくことが大切です。一方、がん、心臓病、脳卒中などのいわゆる生活習慣病による死亡者は全死亡者の約 6 割を占めるとともに、特に障害を伴う可能性の多い疾病の多くが生活習慣病に偏っており、その予防もますます重要となっています。このため、妊娠・出産期や乳児期から高齢期に至るまで、一貫した保健・医療サービスを提供し、障害の予防・早期発見の体制を充実する必要があります。

◎掲載データ（障害者意向調査）

問 27 かぜや腹痛などのときに診てもらえるかかりつけの主治医（ホームドクター）はいますか。（○は 1 つだけ）





(2) 施策の方向

①母子保健等の充実

- ・ 妊産婦及び子どもに対し、生涯にわたる一貫した健康を確保するため、それぞれの適切な時期に保健指導及び健康診査を行います。
- ・ 心身に障害のある、あるいは障害をもつ可能性のある子どもに対して、療育に関する相談指導等保健・医療・福祉及び教育が連携して対応します。

②健康づくりの推進及び保健活動の基盤整備

- ・ 訪問指導の充実を図るとともに、障害のある人が健（検）診を受診しやすい体制づくりや予防知識の普及啓発などを進めることにより、障害のある人の健康づくりを推進します。
- ・ 地域保健の拠点となる母子健康センター、子育て支援センターの整備と機能の充実を推進します。

II 医療の充実

(1) 現状と課題

障害のある人のための医療は、健康の維持と自立を支援するために重要な意義をもっています。社会環境の変化や疾病構造の変化により、救急患者は年々増加傾向にあります。今後は、地域の中核的な病院を中心とした 24 時間体制での救急医療の要請に的確かつ効率的に対応できる救急医療の充実が求められています。

(2) 施策の方向

①医療等の充実、救急医療体制の整備

- ・ 二次医療圏内での救急医療体制の整備を進め、24 時間の救急医療を担うとともに高次の救急医療機能をもつ地域医療支援病院や地域の中核的な病院の整備を進めます。
- ・ 初期救急医療体制については、休日急患センター運営の充実と小児科の土曜準夜帯診療の充実を図ります。

4 福祉サービスの充実

I 在宅支援体制の充実

(1) 現状と課題

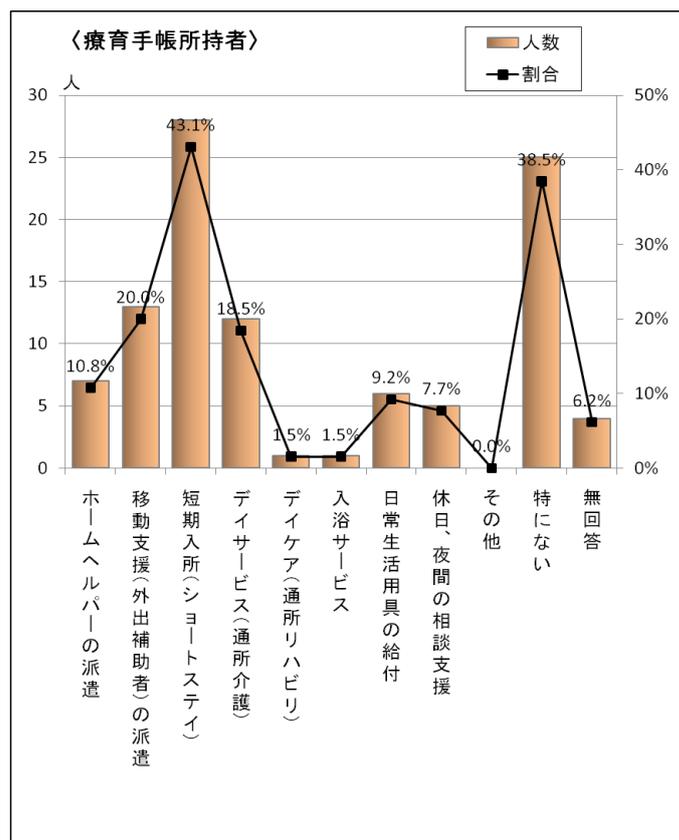
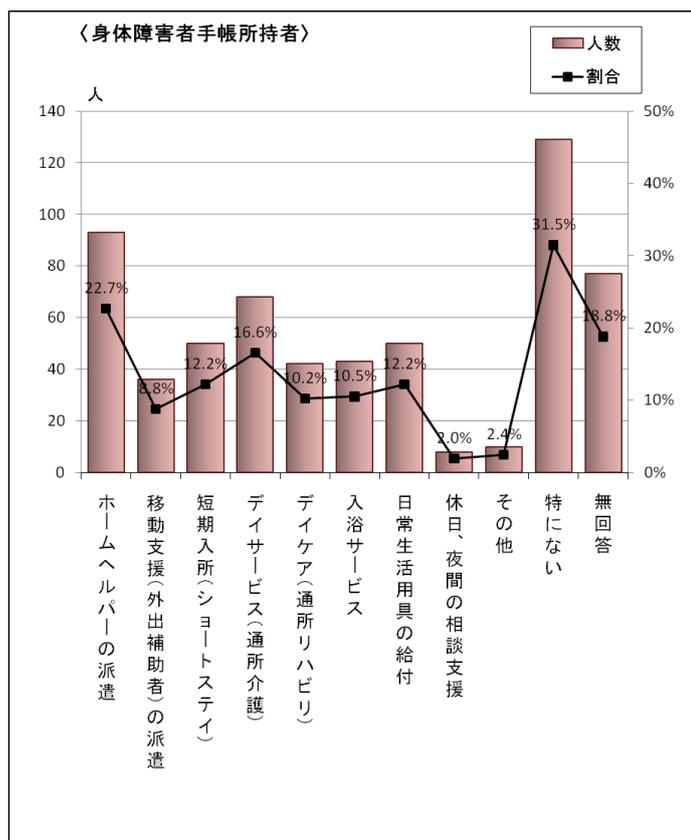
障害のある人の介護を家庭内だけにとどめることなく、地域社会全体で支えていくためには、ホームヘルプサービス（居宅介護事業）、ショートステイ（短期入所事業）などの介護サービスをはじめ、各種サービスを量・質ともに一層充実させることが極めて重要となっています。このため、サービスを計画的に提供するとともに、障害種別にとられない施策の総合化を視野に入れながら、各種サービスの相互利用や高齢者福祉施策との連携を図りつつ、利用者本位の視点に立ったサービス提供体制を構築する必要があります。

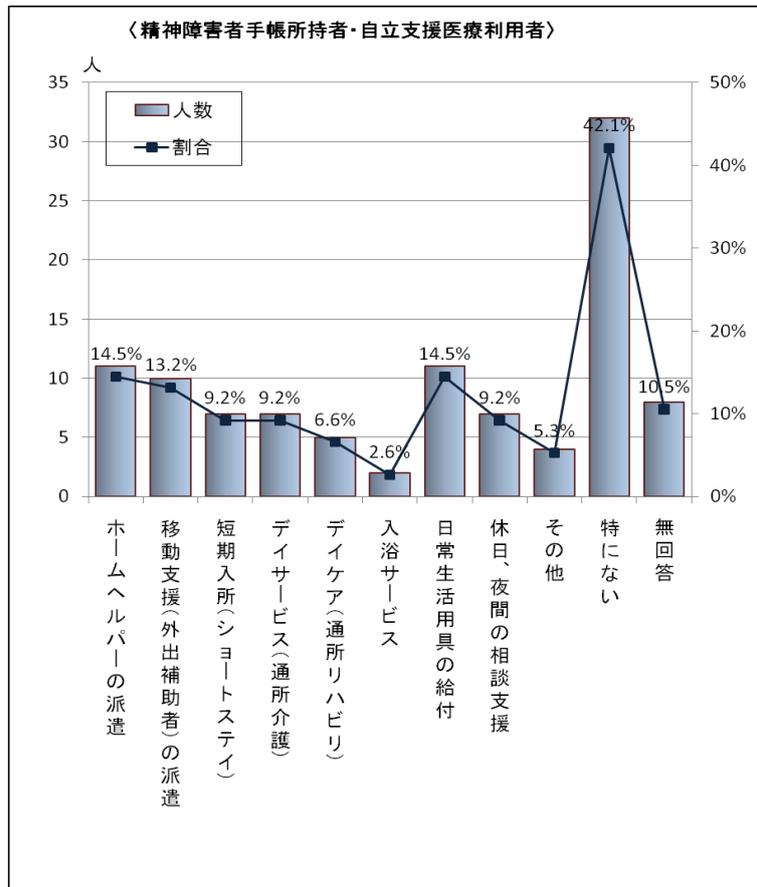
また、障害のある子どもの家族が最もサポートを必要としている時に、子どもの状況改善と育児支援に視点をおいた適切なアドバイスがなされ、各療育関係機関へ導かれるよう、早期発見後のフォロー体制を確立することが重要です。子どもの成長とともに、一貫した療育の提供が身近な地域において行えるよう、継続的な生活支援体制の整備が必要です。

福祉用具の活用は、障害のある人の自立と社会参加の促進の効果ばかりでなく、介護者の負担の軽減を図る意味からも重要です。今後は、障害の重度化、重複化及び障害のある人の高齢化への対応や身体状況の変化など、個々のニーズや利便性に十分配慮する必要があります。福祉用具を正しく利用することは利用者の自立生活支援には必要不可欠であり、地域において、福祉用具の適切な使用方法の啓発や研修及び適合調整を総合的に行う相談支援体制を構築する必要があります。

◎掲載データ（障害者意向調査）

問20 あなたが今後利用したい在宅福祉サービスは何ですか。（○は3つまで）





(2) 施策の方向

①在宅の障害のある人への支援

- ・ 在宅の障害のある人、その家族等の在宅療育に関する相談や福祉サービス提供の支援を行っていますが、今後、地域で生活する人が増加することから、身近な地域で療育指導、相談等が受けられるよう相談支援体制の拡充を行います。
- ・ 七ヶ浜町心身障害児通園施設「まつぼっくり広場」の充実を図ります。また、障害児が利用できる施設整備を推進します。
- ・ 幼稚園・保育所における障害のある幼児の教育・保育を支援し、より一層の充実を図ります。
- ・ 機能回復訓練や食事、入浴等のサービスを提供する事業者に働きかけるとともに、高齢者施設との相互利用や広域的な事業運営を促進します。
- ・ 呼吸器機能に障害のある在宅の酸素療法者に対して、酸素濃縮器を使用する際の電気料金の助成を行います。

②家族・介護する人への支援

- ・ 障害のある人と家族の生活支援として、住民参加型福祉を推進する身近な施設を活用した日中一時支援事業や訪問入浴事業を実施し家族をサポートします。

③福祉用具の普及促進

- ・ 特殊寝台、たん吸引機等の日常生活用具を給付・貸与するとともに、種目の見直しなど制度の充実を図ります。

II 施設サービスによる支援

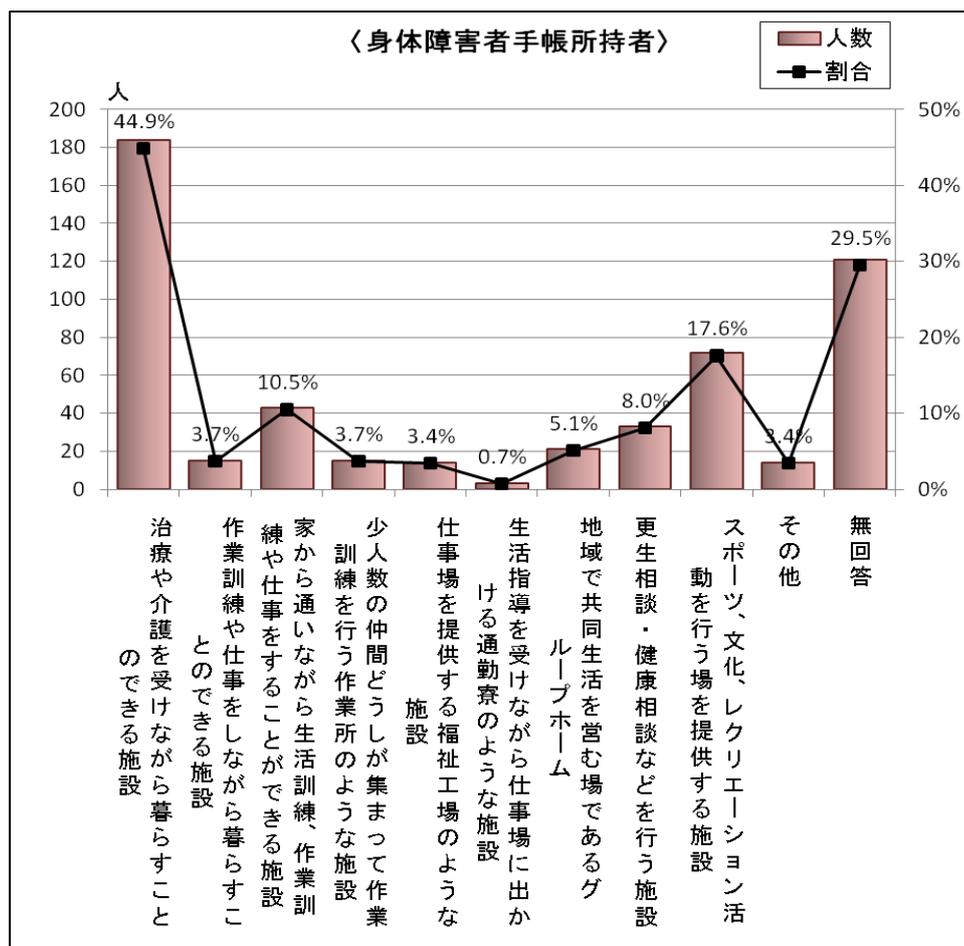
(1) 現状と課題

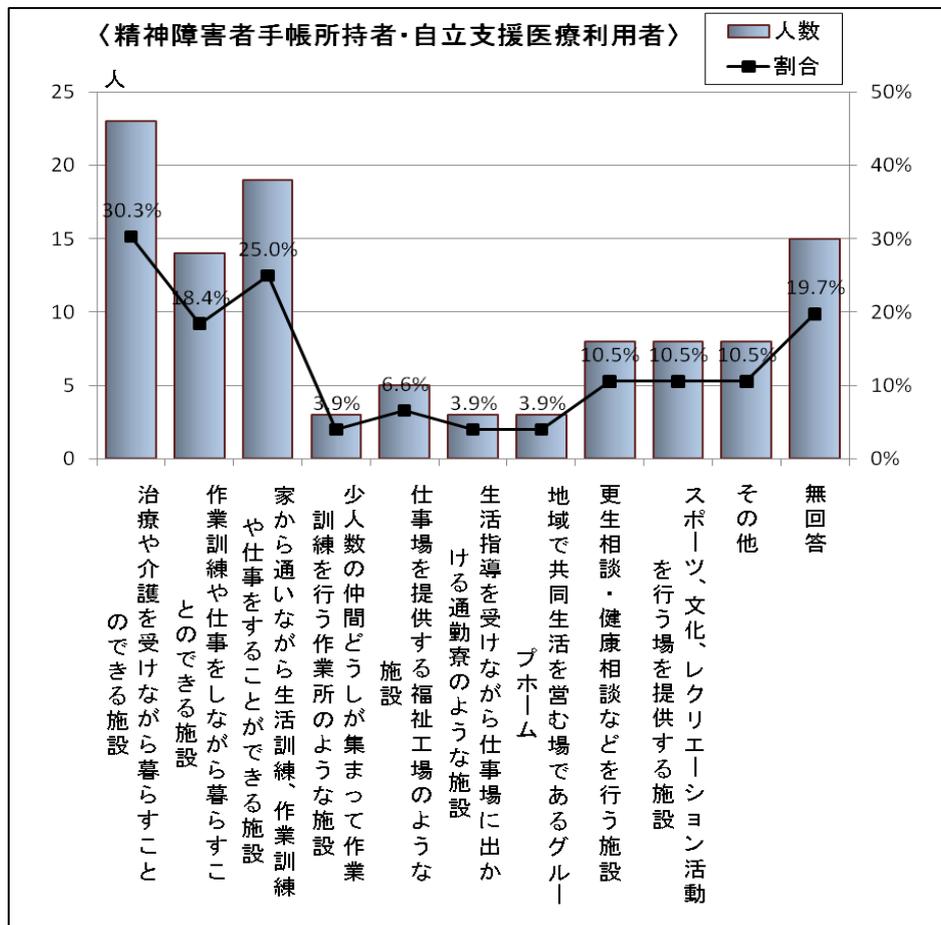
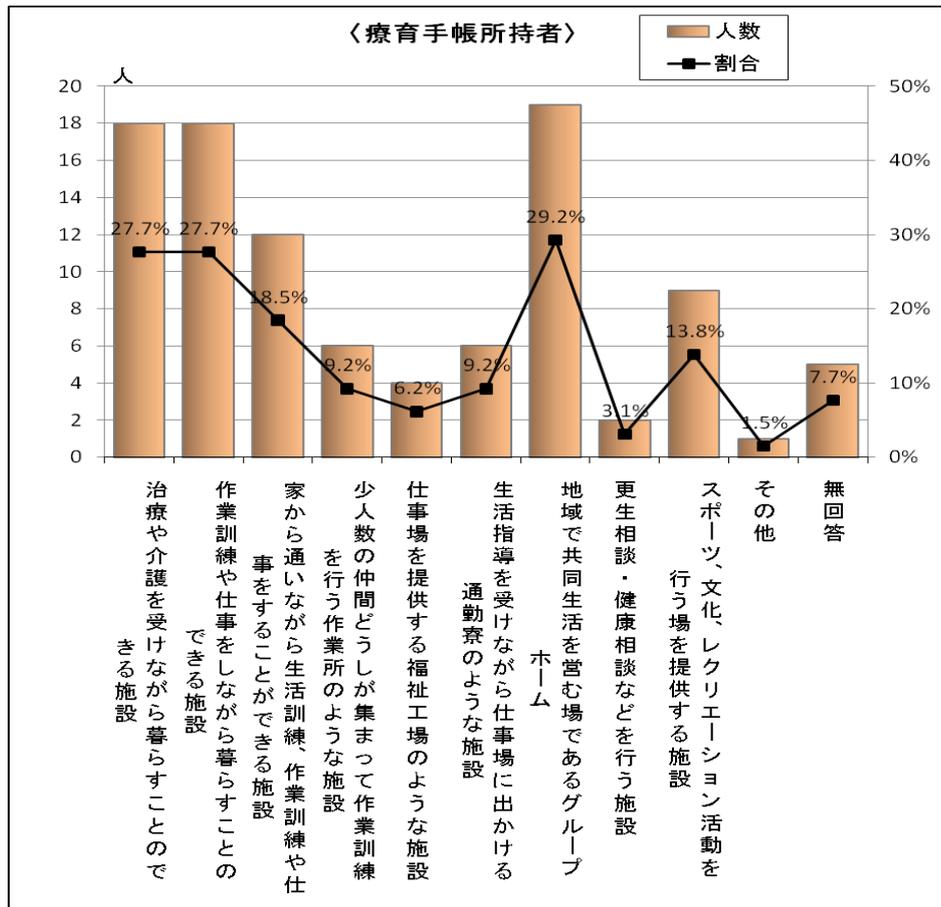
障害による専門的な介護や訓練を必要とする人にとって、施設は生活の場、訓練の場として極めて重要です。しかしながら施設は地域によって偏在しており、近隣市町においては、重度の障害がある人の通所型施設が不足しています。本町には障害者地域活動支援センター「あさひ園」のみでしたが、七ヶ浜町内にも通所授産施設の整備の機運が高まり平成18年度に施設建設がなされました。

障害のある人が地域で生活していくためには、地域での生活の場を整備するほか企業等への就労や福祉的就労などの日中活動の場を確保する必要があります。

◎掲載データ（障害者意向調査）

問35 あなたが今（あるいは近い将来）、障害福祉施設を利用するとしたら、どのような施設の利用を望みますか。（○は1つだけ）





(2) 施策の方向

①施設運営の充実

- ・ 七ヶ浜町障害者地域活動支援センター「あさひ園」において、多様化するニーズに効果的・効率的に対応するため、**指定管理者制度**での充実を図ります。
- ・ 障害者が地域で安心して生活できる共生社会の実現をめざし、日中活動の場となる施設の充実を図ります。

②通所施設機能の充実

- ・ 地域で暮らす障害のある人に、生活訓練、生活介護、**ショートステイ**（短期入所事業）、などの各種在宅サービスを充実するとともに、相談・情報提供機能を強化し、地域福祉の拠点として施設のネットワーク機能の強化を図ります。

③人権擁護・第三者評価

- ・ 施設利用者の人権と利用者の自己決定を最大限尊重することを主眼に、福祉サービスの提供にあたっては、利用者本人及びその家族はもちろん、中立的立場の第三者の意見を取り込む方策について検討します。

5 サービスの担い手の確保

(1) 現状と課題

障害のある人の重度化や高齢化、家族形態の変化、地域社会の変容、**生活の質**や心の豊かさの重視など価値観の多様化、**ノーマライゼーション**の理念の浸透などを背景として、保健・医療・福祉のニーズは、ますます増大、多様化してきています。サービスの担い手である専門的な職員に対する需要も増加傾向にあるため、今後、職員の養成・確保が重要な課題となっています。さらに、誰もが住みよい社会を実現するためには、住民一人ひとりが様々な形で地域福祉に関わりを持つことが必要であり、住民参加の機会を増やし、協働の輪を広げることが重要です。

(2) 施策の方向

①養成・確保の推進

- ・ **ガイドヘルパー**（移動介護員）の計画的な養成を行います。
- ・ 朗読・**要約筆記奉仕員**や手話通訳奉仕員の養成・確保を充実します。

②資質の向上

- ・ **ケアマネジメント**従事者の知識・技術の向上のための研修を実施し、より質の高い適切な支援が行われる体制の充実を目指します。
- ・ 身体障害者相談員、知的障害者相談員等の研修を充実し、活動の促進を図ります。

6 権利擁護のための施策の充実

(1) 現状と課題

特に知的障害のある人など意思能力や判断能力が十分でない人たちは、自らの意思を正確に表現したり、自ら声をあげて訴えたり、その解決のために行動を起すことが困難です。そのため周りの人たちからの意図的、あるいは無意識の人権・権利の侵害を受けやすい状況にあります。平成 15 年度から障害者福祉サービスが措置制度から支援費制度へ移行し、利用者が適切にサービスを選択できるようになりました。利用者がサービスを選択する際には、利用者保護の観点からサービスに関する必要な情報提供が十分になされることや、苦情解決のための体制整備が重要となっています。さらに、判断能力の不十分な人たちの権利を擁護するための成年後見制度などの普及や利用促進を図る必要があります。

また、平成 24 年 10 月から「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行され、全ての人々が虐待の未然防止、早期発見及び支援に関わることが明記されています。

(2) 施策の方向

①権利擁護の推進

- ・ 判断能力が不十分な人たちの権利を擁護するため、県社会福祉協議会内に設置された「みやぎ地域福祉サポートセンター（通称：まもり一ぶ）」を支援し、七ヶ浜町社会福祉協議会とも協力しながら、日常的な金銭管理や財産管理、福祉サービスの利用援助を行います。
- ・ 障害を持つ方が安心して生活できるよう、成年後見制度の利用に対して支援を行います。

②虐待防止の推進

- ・ 障害者虐待防止センターとして、七ヶ浜町社会福祉協議会と連携しながら、権利擁護、虐待防止の啓発と虐待への早期発見、早期対応及びその体制整備を図ります。

7 防犯・防災対策の充実

I 防犯対策の充実

(1) 現状と課題

障害のある人は警察への通報や相談にも困難を伴うことから、地域の防犯活動を一層推進するとともに、情報提供やコミュニケーション手段の充実を図り、障害のある人が安心して暮らせる地域づくりを進める必要があります。

(2) 施策の方向

①防犯対策の充実

- ・ 町が防犯団体と連携し、地域や職場における自主防犯活動の活発化を図るなど地域安全

活動を推進します。

- ・ひとりぐらしで重度の身体障害がある人などの日常生活における安全を確保するため、緊急通報システム事業の周知を図ります。

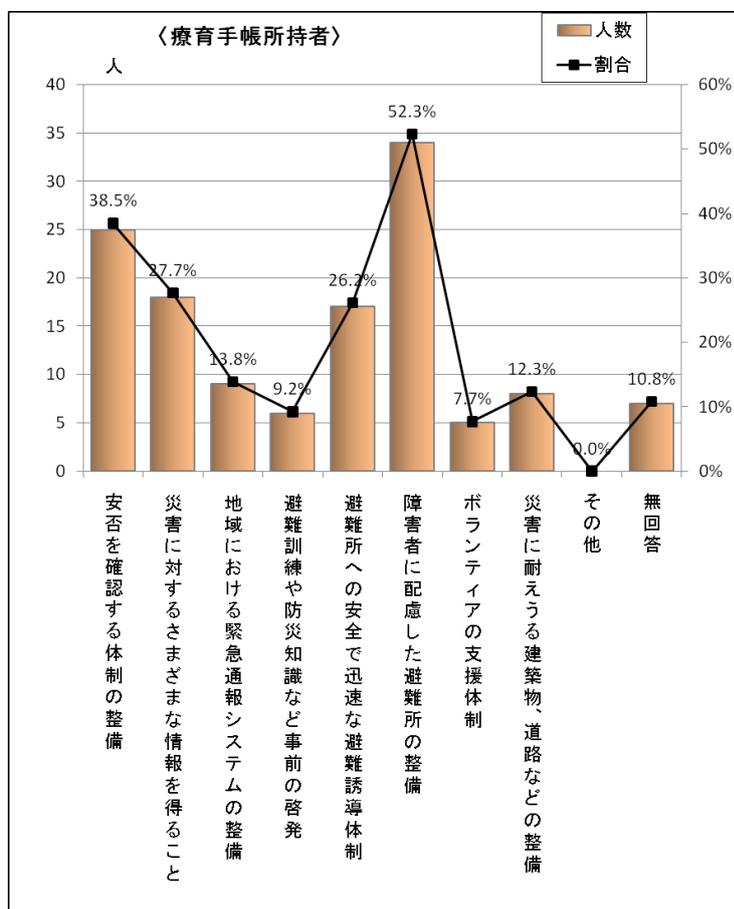
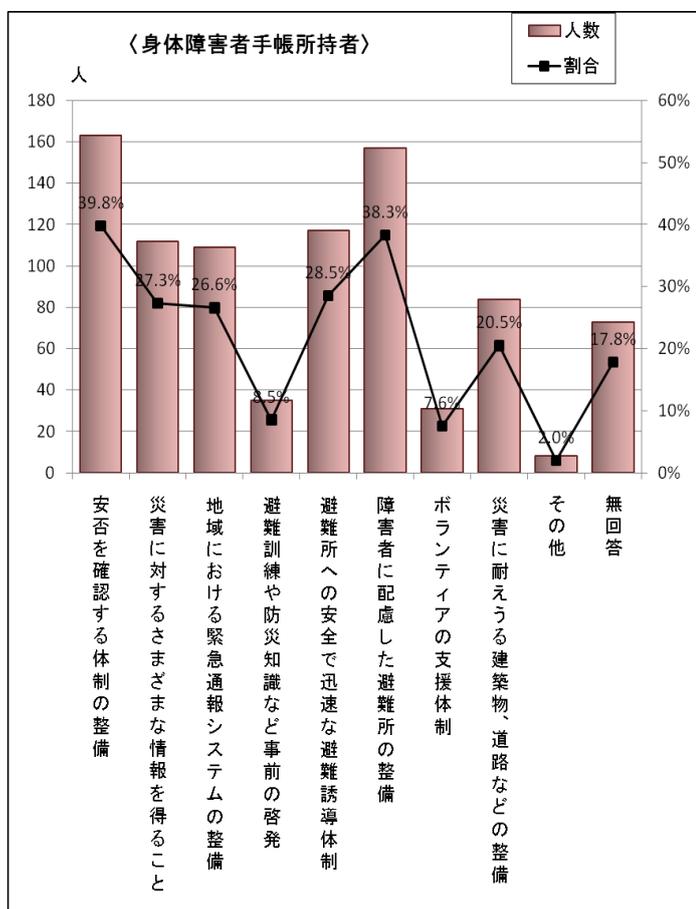
II 防災対策の充実

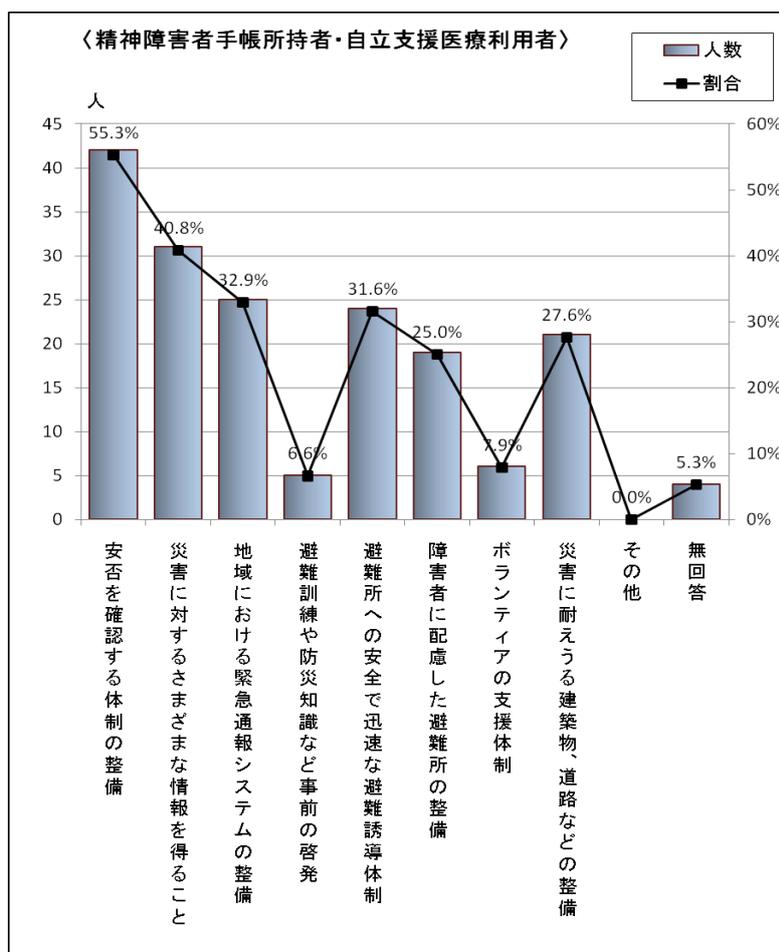
(1) 現状と課題

東日本大震災の経験を踏まえ、災害時には迅速で正確な情報の把握が必要となります。情報の収集やコミュニケーションが困難な**避難行動要支援者**の人たちは、より大きな危険にさらされることが予想されます。障害者意向調査の中でも、災害に際してもっとも大切な対策として、障害者に配慮した避難所の整備が求められています。このため、県、市町村、自主防災組織を始め、みんながそれぞれの立場で各種の防災対策を講じるとともに、防災知識の普及、地域住民や関係機関の連携・協力体制を整備するなど、自助・共助・公助が適切な役割分担をすることにより、すべての人が共に助け合い安心して暮らせる地域づくりを進める必要があります。

◎掲載データ（障害者意向調査）

問40 あなたが地震、台風などの災害に際して、もっとも大切だと思う対策はどれですか。(〇は3つまで)





(2) 施策の方向

①災害発生時の支援体制

- 自主防災組織は、障害のある人など**避難行動要支援者**の方々が災害に対応できるように住所、健康状態、家族への連絡先等を事前に把握するとともに、発災時における要支援者を事前に把握し、迅速かつ確実に避難できるような支援体制を地域でつくり出していきます。
- 障害のある人の視点に立った地域内の避難経路・福祉避難所、危険箇所などの把握に努め、災害発生に備えた避難支援プランの充実を図っていきます。

第 3 章 障害福祉計画

第1節 障害福祉計画の理念

■基本理念

平成18年度に障害者自立支援法が施行され、障害の種類にかかわらず福祉サービスが共通の制度により提供されるようになりました。また、障害者自立支援法では、サービスの提供体制や円滑な実施を確保するため、障害福祉計画の策定を市町村に義務づけています。さらに、平成25年度には「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」へ法改正され、難病患者等も支援の対象となりました。

全ての国民が障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障害者等の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、制度の改正に留意しながら、より一層の障害者福祉の向上を目指します。

本計画は七ヶ浜町障害者計画と一体的に策定していることから、基本理念についても同様に「地域で自分らしく、安心して暮らせるまち」とします。

今回の第3期障害福祉計画策定にあたっては、第2期計画の基本的理念を継承しつつ、引続き次の点に留意しました。

- ①障害者等の自己決定と自己選択の尊重
- ②身体障害、知的障害、精神障害の統一によるサービスの一元化
- ③地域生活移行や就労支援に対応したサービス基盤の整備

また、国及び県とともに、次の目標を掲げ、障害福祉施策を推進していくことになっていきます。

1. 福祉施設入所者の地域生活への移行
2. 福祉施設から一般就労への移行
3. 障害福祉サービスの充実
4. 相談支援サービスの継続提供

これに伴い、本町でも国及び県から示された目標値を参考に、第2期計画の進捗状況等を踏まえ、次の目標数値を掲げて障害福祉施策を推進しています。

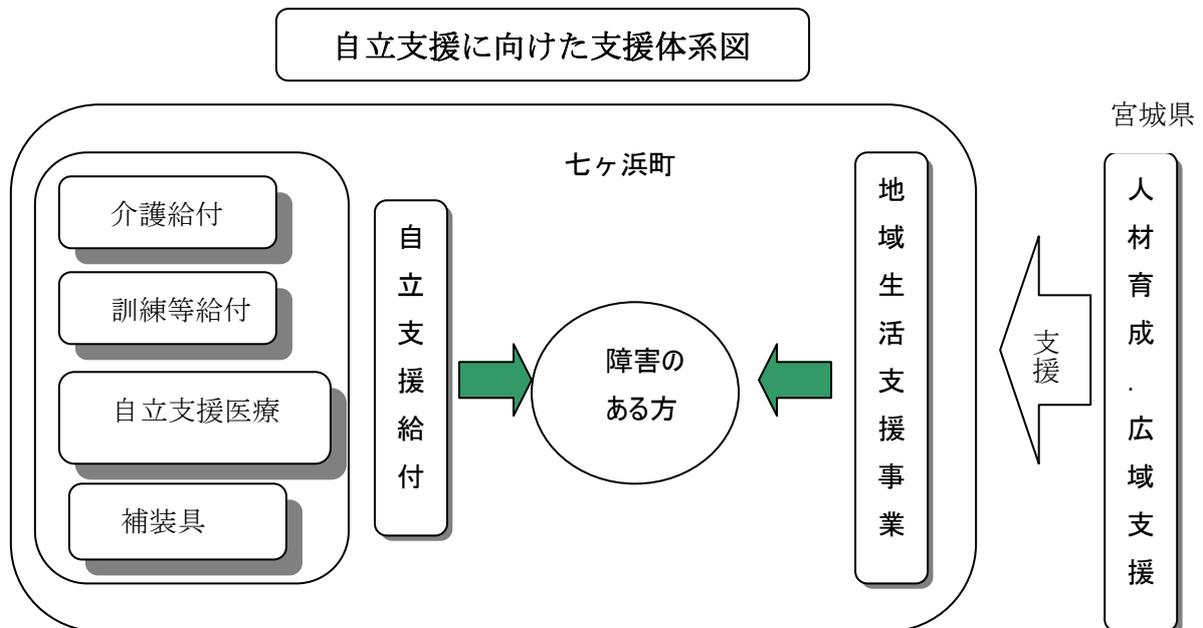
■計画の位置づけと期間

障害福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条の規定に基づき、市町村に策定が義務付けられている計画です。

障害者総合支援法の基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画として策定するものです。

本計画は、**障害者基本法**に基づく障害者施策の基本的な方向性を定めた「七ヶ浜町障害者福祉計画（第 2 期障害者プラン）」の一部をなすものであり、障害者に関する福祉サービスの具体的な数値目標等を定め、計画的な基盤整備を進めることと位置付けております。

このことから、「七ヶ浜町障害福祉計画」策定にあたっては、これまでの第 2 期計画を踏まえ、第 3 期の計画期間を平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間としております。



1 福祉施設入所者の地域生活への移行

【第3期計画】

区 分	数 値	考 え 方
平成 17 年 10 月 1 日時点の 施設入所者数 (A)	12 人	平成 17 年 10 月 1 日現在の施設入所者数
平成 26 年度末の 入所者数 (B)	9 人	平成 26 年度末時点の利用人員
【目標値】削減見込 (A-B)	3 人	1 割以上削減を基本とする。 介護保険施設等への移行者を含む人数。
	25%	
【目標値】地域生活移行者数	3 人	(A) の 3 割以上が地域生活へ移行することを基本とする。

【実 績】

施 設 区 分	21 年度	22 年度	23 年度	合 計
身体障害者療護施設	0	0	0	0
知的障害者入所更生施設	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

■ 進捗状況及び今後の数値目標について

当町における入所者の入所先については、身体障害者療護施設及び知的障害者入所更生施設であり、平成 24 年度からは新法の施設入所へそのまま移行しております。現在の入所者は障害の程度が重度及び高齢者となっておりますので、定員削減の特殊要因による地域移行及び新たな地域生活移行者は見込めません。

(単位 :

人)

	23 年度まで	24 年度	25 年度	26 年度
地域移行者見込数	2	1	0	0

2 福祉施設から一般就労への移行

【第3期計画】

項目	数値	考え方
平成17年度の 一般就労移行者数	0人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 平成26年度の 一般就労移行者見込数	2人	平成17年度からの移行実績の4倍以上を基本とする。

*福祉施設からの移行とは、就労移行支援又は就労継続A型施設等から一般就労に移行すること。

【実績】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
福祉施設から一般就労移行者数	0	0	1

■ 進捗状況及び今後の目標数値について

平成23年度までの状況を見ると、ハローワークにおいても一般就労移行先の確保が難しく、障害者の一般就労が困難となっています。これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
福祉施設から一般就労移行者見込数	1	0	0

第2節 障害福祉サービス

1 訪問系サービス

- (1) 居宅介護（ホームヘルプ）
ヘルパーの派遣により、自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
- (2) 重度訪問介護
重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
- (3) 行動援護
自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
- (4) 同行援護
視覚障害により、移動に著しく困難を有する人に、外出時における移動の援護や、移動に必要な情報の提供を行います。
- (5) 重度障害者等包括支援
介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

【第2期計画】

	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	時間	人数	時間	人数	時間	人数
居宅介護（ホームヘルプ）	180	9	200	10	220	11
重度訪問介護						
行動援護						
重度障害者等包括支援						

単位：時間分（1ヶ月当たりの総利用時間）

【実績】

	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	時間	人数	時間	人数	時間	人数
居宅介護（ホームヘルプ）	152	6	158	5	152	5
重度訪問介護						
行動援護						
重度障害者等包括支援						

■ 進捗状況及び今後の目標数値について

日中活動系（生活介護等）を利用することによる利用減少と、介護保険への移行による利用減少があるものの、障害者並びに介護者の高齢化、及び児童に対する居宅サービスのニーズが高まっております。平成22年12月の法改正により、視覚障害のある人を対象とした「同行援護」が創設され、事業実施を図っていく必要があることから、今後も利用者が微増する傾向にあると予想されます。

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	時間	人数	時間	人数	時間	人数
居宅介護（ホームヘルプ）	138	4	193	5	227	6
重度訪問介護						
行動援護						
同行援護						
重度障害者等包括支援						

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

常に介護を必要とする人に、日中の間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

(2) 自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。

(3) 自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

(4) 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

(5) 就労継続支援（A型、B型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

(6) 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

(7) 児童発達支援

障害児に施設等に通所させることで、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

児童デイサービスが平成24年4月から児童福祉法に基づく障害児通所支援サービスとして再編・実施されることになり、「児童発達支援」と「放課後等デイサービス」として事業を行います。

(8) 放課後等デイサービス

学齢期の障害のある児童の居場所の確保として、授業の終了後又は休業日に施設等に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進を行います。

(9) 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する方が病気の場合などに、施設において、宿泊を伴う短期間の入浴、排泄、食事等の介護を行います。

【第2期計画】

サービス名	単位	21年度	22年度	23年度
生活介護	人日分	110	154	440
	実利用者数	5	7	20
自立訓練（機能訓練）	人日分	0	0	22
	実利用者数	0	0	1
自立訓練（生活訓練）	人日分	0	22	44
	実利用者数	0	1	2
就労移行支援	人日分	0	22	44
	実利用者数	0	1	2
就労継続支援 （A型＝雇用型）	人日分	22	44	66
	実利用者数	1	2	3
就労継続支援 （B型＝非雇用型）	人日分	572	660	770
	実利用者数	26	30	35
療養介護	実利用者数	2	2	2
児童デイサービス	人日分	12	12	12
	実利用者数	3	3	3
短期入所 （ショートステイ）	人日分	50	60	70
	実利用者数	10	12	14

単位：人日分（1月当たりの総利用日数）、人分（1月当たりの実利用者数）、療養介護の単位：人分（1月当たりの実利用者数）

【実績】

サービス名	単位	21年度	22年度	23年度
生活介護	人日分	107	132	182
	実利用者数	8	9	11
自立訓練（機能訓練）	人日分	0	0	0
	実利用者数	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人日分	0	0	0
	実利用者数	0	0	0
就労移行支援	人日分	0	171	242
	実利用者数	0	10	13
就労継続支援 （A型＝雇用型）	人日分	20	26	75
	実利用者数	1	2	4
就労継続支援 （B型＝非雇用型）	人日分	528	398	466
	実利用者数	26	21	25
療養介護	人日分	60	60	61
	実利用者数	2	2	2
児童デイサービス	人日分	1	2	12
	実利用者数	1	1	3
短期入所 （ショートステイ）	人日分	45	55	68
	実利用者数	8	8	8

■ 進捗状況及び今後の目標数値について

（１） 生活介護

第3期では1人1月あたり22日利用するものとして算出しています。旧法でのデイサービス利用者のほとんどが重度障害のため、新法移行に伴い生活介護利用者となりました。今後も障害程度が重度の方については、生活介護サービスのニーズが高いと考えられます。新規の重度障害者の利用増加については、養護学校卒業生及び転入者が予想されますが、これらについては微増と思われます。実施事業所の定員及び実施施設が少ない現状で、高まる利用者のニーズに対応するため、早急な実施事業所の施設基盤整備が望まれています。

サービス名	単位	24年度	25年度	26年度
生活介護	人日分	308	310	396
	実利用者数	17	17	18

(2)(3) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

機能訓練については、身体障害者が対象となっていますが、実施事業所が少ないことや、従来のデイサービスを利用していた重度障害者が生活介護へ移行したことにより、機能訓練サービス受給者の実績はありません。今後も機能訓練サービス受給者については、第2期計画と同様に微増と考えられます。

生活訓練については、知的及び精神障害者が対象となっていますが、機能訓練と同様に実施事業者が少なく、重度障害者が生活介護へ移行したため受給者は微増と考えられます。

サービス名	単位	24年度	25年度	26年度
自立訓練（機能訓練）	人日分	0	0	0
	実利用者数	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人日分	0	0	0
	実利用者数	0	0	0

(4) 就労移行支援

実施事業所が近隣に増えてきており、就労移行支援の利用者が増加しております。また、養護学校による就労移行支援施設への実習により、いずれは一般就労を希望した卒業後の就労移行支援利用の実績があり、見込については微増と考えられます。

サービス名	単位	24年度	25年度	26年度
就労移行支援	人日分	188	190	264
	実利用者数	10	10	12

(5) 就労継続支援（A型、B型）

就労継続支援A型は、新たな事業所の開設に伴う利用や就労移行支援利用からの移行者の増加が予想されます。就労継続支援B型は就労移行支援利用からの移行や支援学校卒業生の利用により増加が予想されます。

サービス名	単位	24年度	25年度	26年度
就労継続支援 (A型＝雇用型)	人日分	83	85	132
	実利用者数	4	4	6
就労継続支援 (B型＝非雇用型)	人日分	612	676	698
	実利用者数	32	35	36

(6) 療養介護

療養介護については給付対象者が限られており、利用者数等については現状からの増減は考えにくい状況です。

サービス名	単 位	24 年度	25 年度	26 年度
療養介護	人日分	238	221	240
	実利用者数	8	8	8

(7) 児童発達支援

障害のある児童を対象に、施設等に通所させることで日常生活における基本的な動作の指導、知的技術の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

サービス名	単 位	24 年度	25 年度	26 年度
児童発達支援	人日分	0	0	2
	実利用者数	0	0	1

(8) 放課後等デイサービス

学齢期の障害のある児童の居場所の確保として、授業の終了後又は休業日に施設等に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進を行います。

サービス名	単 位	24 年度	25 年度	26 年度
放課後等デイサービス	人日分	21	19	21
	実利用者数	4	4	4

(9) 短期入所 (ショートステイ)

短期入所については、利用者が増えておりますが、受け入れ事業所が少なく基盤整備も進んでいない状態により、実績数値の伸びはみられませんでした。

第3期の計画数値については、実績及び利用者のニーズも考慮した増加分を見込んだ数値としました。

サービス名	単 位	24 年度	25 年度	26 年度
短期入所 (ショートステイ)	人日分	55	82	65
	実利用者数	9	11	13

3 居住系サービス

(1) 共同生活援助 (グループホーム)

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

(2) 共同生活介護 (ケアホーム)

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

(3) 施設入所支援

施設に入所している人に対し、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護等日常生活の支援を行います。

【第2期計画】

サービス名	単位	21年度	22年度	23年度
共同生活援助 (グループホーム)	人日分	270	300	360
共同生活介護 (ケアホーム)	実利用者数	9	10	12
施設入所支援	人日分	0	60	300
	実利用者数	0	2	10

単位：人日分（1月当たりの総利用日数）、人分（1月当たりの実利用者数）

【実績】

サービス名	単位	21年度	22年度	23年度
共同生活援助 (グループホーム)	人日分	256	315	329
共同生活介護 (ケアホーム)	実利用者数	9	11	12
施設入所支援	人日分	288	266	243
	実利用者数	10	9	8

■ 進捗状況及び今後の目標数値について

施設入所の実績数値が多いのは、事業所の旧法体系から障害者自立支援法に基づく新体系施設への移行が進んだことによる、実際の入所者を実績数値として表わしたためです。平成24年度以降は入所施設の新体系への移行により利用を見込みます。

グループホーム、ケアホームについては、地域生活への移行、障害程度や生活スタイルに合わせ、家族から独立して生活する見込みのある人などを踏まえて増加する傾向にあります。

サービス名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
共同生活援助（グループホーム）	実利用者数	12	13	14
共同生活介護（ケアホーム）				
施設入所支援	実利用者数	8	8	9

単位：人分（1月当たりの実利用者数）

4 指定相談支援サービス

(1) 計画相談支援

障害者や保護者、家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整を行うほか、サービス等利用計画の作成、サービス事業者等の連絡調整、モニタリングを行います。

(2) 地域移行支援

施設入所者や精神科病院に入院している精神障害のある方に、住居の確保、その他の地域生活へ移行するための活動に必要な相談その他の必要な支援を行います。

(3) 地域定着支援

居宅において単身等で生活する障害者や、同居している家族からの緊急時の支援が見込めない利用者が、障害の特融に起因して生じた緊急事態への対応や相談を行います。

【第2期計画】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
計画相談支援	0	1	2

【実績】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
計画相談支援	0	0	0

■ 進捗状況及び今後の目標数値について

利用について、支給決定後にしか利用できない等の理由によりなかなか実績に繋がらない状況にありました。しかし、計画相談支援は国の方針に基づき対象者を拡大し、相談支援事業所と連携を図り、サービスの調整等円滑かつ継続的に提供されるよう支援します。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画相談支援	1	5	8
地域移行支援	0	0	1
地域定着支援	0	0	1

単位：人分（1月当たりの実利用者数）

5 見込量確保のための方策

<訪問系サービス>

今後も障害者や介護者の高齢化に伴い利用希望の増加が見込まれます。加えて三障害が一元化されたこともあり、精神障害者や障害児の利用増加が見込まれています。今後はさらにそれぞれの障害の特性を理解した質の高いサービスが求められています。利用者のニーズを的確に把握し、サービスを提供する際のケースへの関わり方等について、特に居宅介護については、利用者及び事業所と引続き連携を図りながら支援していきます。

<日中活動系サービス>

生活介護については重度障害者のニーズが高く、実施事業所に対しては定員の増加等施設整備について今後とも広域的に働きかけを行います。

就労継続支援についてはB型実施事業所が当町にも開所し、近隣市町においても利用者のニーズに対応できる環境となっています。今後も引続き利用希望者に対する情報提供を図ります。

放課後等デイサービスについては、就学児の利用希望が多いため、町では利用ニーズにあわせ、日中一時支援事業での対応を行っております。また広域的にも近隣市町で新たに実施事業所が整備されております。今後とも利用者のニーズを考慮したサービス提供が行えるよう、実施場所を町内に限定せず広域的に事業者に対し働きかけていきます。

短期入所については、重度障害者及び児童の受け入れ体制が、利用者のニーズに十分対応できていない状況となっています。定員の増加等について実施事業所に対し働きかけを行います。

<居住系サービス>

共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）については、施設入所者の地域生活移行や家族から独立して生活する見込みのある人などを踏まえて、更なる整備の必要性があります。そのため引続き、本町内に限定せず、近隣市町等の広域的なレベルで指定事業者の参入を促進し、サービス提供基盤の整備を図ります。

<指定相談支援サービス>

地域で生活できる環境が整えられるよう、相談支援事業所に計画相談支援について必要な情報提供をするとともに、医療機関や関係機関の協力・連携を図り、地域住民の理解と協力を求めています。

第3節 地域生活支援事業

(1) 相談支援事業

障害のある人本人や障害のある児童の保護者、介護者からの相談支援等を行います。

①障害者相談支援事業

障害者等からの相談に応じ、情報の提供や助言、関係機関との連絡調整や障害者のための権利擁護を行います。地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターについて、宮城東部地域自立支援協議会において設置に向けた検討を行います。

②宮城東部地域自立支援協議会

地域の障害福祉に関する課題等について、地域全体の共通認識のもとで解決を図るとともに、関係機関によるネットワーク構築の方策検討等情報の共有化により効果的な運営体制を行います。

③住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅への入居について、支援します。

④成年後見制度^{*注}利用支援事業

障害福祉サービスを利用又は利用する予定のある、身寄りのない重度の知的障害者及び精神障害者のうち、民法に定める後見開始等の審判の請求を行うことが必要で、後見人等への報酬等の経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる人に対し、同制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

【第2期計画】

事業名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
①障害者相談支援事業	1	1	1
②地域自立支援協議会	1	1	1
③住宅入居等支援事業	0	0	1
④成年後見制度利用支援事業	1	1	1

単位：箇所（各事業を実施する事業所数）

【実績】

事業名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
①障害者相談支援事業	1	1	1
②地域自立支援協議会	1	1	1
③住宅入居等支援事業	1	1	1
④成年後見制度利用支援事業	1	1	1

*注 成年後見制度とは、認知症・知的障害・精神障害などにより判断能力が不十分な方が悪徳商法や詐欺、金銭搾取などの財産侵害や人権を損なわれりすることが無いように後見人等による財産管理などの支援を行うことです。

■ 進捗状況及び今後の目標数値について

障害者相談支援事業につきましては、情報提供や助言が最も多く、関係期間との連絡調整が重要となっています。事業を効果的に行う為、近隣2市3町においてネットワーク構築を図り、「宮城東部地域自立支援協議会」を設置しました。この協議会において関係機関に対し、広域的な働きかけを行います。

事業名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
①障害者相談支援事業	1	2	3
②地域自立支援協議会	1	1	1
③住宅入居等支援事業	1	1	1
④成年後見制度利用支援事業	1	1	1

(2) 意思疎通支援

難聴、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通に支障がある方のために、手話通訳や要約筆記を行う者の派遣などを行います。

【第2期計画】

		平成21年度	平成22年度	平成23年度
意思疎通支援事業	実利用者数	1	1	2
	利用延件数	18	18	36

単位：人分（1年当たりの実利用者数）、件分（1年当たりの実利用件数）

【実績】

		平成21年度	平成22年度	平成23年度
意思疎通支援事業	実利用者数	1	2	1
	利用延件数	19	16	15

■ 進捗状況及び今後の目標数値について

サービス利用希望量の把握が困難な状況となっている中で、広報活動等により潜在的なニーズ量把握が急務と考えております。今後ともニーズ把握に努めますが、利用対象者は微増と考えられます。

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
意思疎通支援事業	実利用者数	2	2	2
	利用延件数	23	22	22

(3) 日常生活用具の給付

補装具以外の機器等で、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。

【第2期計画】

事業名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
日常生活用具等給付事業	200	220	240
①介護・訓練支援用具	4	5	5
②自立生活支援用具	4	5	5
③在宅療養等支援用具	4	4	4
④情報・意思疎通支援用具	2	4	4
⑤排泄管理支援用具	185	200	220
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1	2	2

単位：件分（1年当たりの給付等件数）

【実績】

事業名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
日常生活用具等給付事業	233	220	246
①介護・訓練支援用具	1	0	3
②自立生活支援用具	5	3	8
③在宅療養等支援用具	6	1	8
④情報・意思疎通支援用具	2	4	3
⑤排泄管理支援用具	217	211	224
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	2	1	0

■ 進捗状況及び今後の目標数値について

日常生活用具については、平成18年10月より給付項目の変更で、ストマ給付が補装具より日常生活用具となったため、年々対象者が増加しているため給付件数も増加と見込まれます。その他の給付項目につきましては、微増と考えられます。

事業名	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
日常生活用具等給付事業	226	236	248
①介護・訓練支援用具	3	3	3
②自立生活支援用具	3	3	3
③在宅療養等支援用具	2	3	3
④情報・意思疎通支援用具	3	3	3
⑤排泄管理支援用具	215	223	235
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	0	1	1

(4) 移動支援

介護給付の対象とならないケースにおいて、円滑に外出することができるよう移動に係る支援を行います。

【第 2 期計画】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用時間数	324	432	540
実利用者数	6	8	10

単位：時間（1年当たりの延利用時間数）、人分（1年当たりの実利用者数）

【実績】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用時間数	45	86	89
実利用者数	1	2	1

■進捗状況及び今後の数値目標について

利用者の高齢化により利用量の大幅な増加はないと思われませんが、新たな対象者が予想されます。利用希望者のニーズにあった支援を行うことにより、支援量の増加が見込まれます。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用見込時間数	78	312	552
実利用者見込数	1	3	4

(5) 地域活動支援センター

障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流を促進等の便宜を図ります。

【第2期計画】

地域活動支援センター	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施見込箇所数	1	1	1
実利用見込み者数	25	26	27

単位：箇所（各事業を実施する事業所数）

【実績】

地域活動支援センター	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施箇所数	1	1	1
実利用者数	29	29	28

単位：1月当たりの人数

■ 進捗状況及び今後の目標数値について

平成21年4月よりあさひ園が、小規模作業所から地域活動支援センターへ移行となり、三障害同一支援施設として運営されています。利用者の見込としては、近隣市町の就労継続支援事業所定員にまだ空きがあるため、増減は考えにくい状況です。

地域活動支援センター	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施見込箇所数	1	1	1
実利用見込み者数	27	25	25

(6) 日中一時支援

障害者や障害児に日中における活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的訓練等を行います。

【第2期計画】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用見込み者数	5	6	7

【実績】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用回数	65	61	44
実利用者数	7	6	5

単位：回数（1月当たりの延利用回数）、人分（1月当たりの実利用者数）

■ 進捗状況及び今後の目標数値について

日中一時支援においては、就学児の児童デイサービス利用が困難な状況から、町独自で放課後ケア区分を設定し、利用者のニーズに対応してきました。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用回数	49	49	30
実利用者数	5	5	5

（7）訪問入浴サービス

重度の身体障害者に対し、浴槽等の機材を搬入することにより、居宅における入浴サービスを提供します。

【実績】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用回数	0	0	0
実利用者数	0	0	0

単位：回数（1年当たりの延利用回数）、人分（1年当たりの実利用者数）

■ 進捗状況及び今後の目標数値について

訪問入浴については、新たな利用者の増加が見込まれます。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用回数	10	36	48
実利用者数	2	1	1

(8) その他の事業

見込量の設定は行いませんが、次の事業も地域生活支援事業としての実施に向けて計画いたします。

○ 社会参加促進事業

障害者の社会参加を促進するため、「声の広報」の発行、自動車改造費や運転免許取得費の助成などの事業を行います。

(9) 見込量確保のための方策

地域生活支援事業については、町が実施主体となり、主に指定事業所等へ業務を委託し、よりよいサービスを提供することが重要と考えています。そのため、町内に限定せず、近隣市町等の広域的なレベルで事業者の参入を促進し、サービス提供基盤の整備を図ります。また、実施事業について広報通知等により情報提供を図り、ニーズ把握に務め関係機関、実施事業所との調整を図ります。

第4章 計画推進のために

計画推進のために

平成 15 年度からの支援費制度の導入、平成 18 年から障害者自立支援法が施行し、障害福祉制度が大幅に改正され、障害者福祉を取りまく状況も大きく変わりました。その後、平成 25 年度からは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（略称「障害者総合支援法」）が成立し、本町では東日本大震災の甚大な被害を受けながらも、現在までの七ヶ浜町障害者福祉計画を見直し、また継承しながら新しい「七ヶ浜町障害者計画・障害者福祉計画（第 2 期障害者プラン）」を策定しました。

社会福祉制度の改正、地方分権など社会制度の改革の中で、住民、関係機関、行政等が連携しあいながら、地域で自分らしく、安心して暮らせるまちをつくるため、本計画を推進する必要があります。

1.総合的な施策の展開

本計画の推進にあたっては、保健・医療・福祉・教育・労働・生活環境等、広範な分野の連携が必要です。総合的に一貫性をもって計画を推進するために、町行政においても全庁的な取り組みを行います。

2.地域に根ざした施策の展開

障害のある人が身近なところで地域生活に必要な支援を受けることができるよう、保健・福祉・医療サービスを総合的、一体的に提供できるよう施策を推進します。

3.障害者に配慮したまちづくり

七ヶ浜町長期総合計画や七ヶ浜町地域福祉計画などとの整合性を図り、障害のある人に配慮したまちづくり、地域づくりを推進します。

4.幅広い協力体制

行政機関、障害者団体、地域住民及び宮城東部地域自立支援協議会が障害のある人及びその家族との適切な役割分担のもと、幅広い協力体制を得ながら事業を推進します。

5.目標の設定

平成 29 年度末において、それぞれの障害をもつ人のニーズに対応できるように、この計画に掲げられた各々の施策が可能な限り具体的に推進されるよう、重点事業などについては整備及び数値目標を設定します。

6.進行管理

年度ごとに計画の進捗状況の把握を行います。利用者の実態、ニーズや財政状況、また、国や県の動向、近隣市町の実施状況も踏まえ、他制度との調整を図りながら事業を

推進します。